

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
令和5年度における業務の実績に関する評価
(案)

令和6年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 令和5年度評価 目次

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評価	・・・ p 1
1－1－3	項目別評価総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－1 大学等の評価</u>	・・・ p 6
	<u>項目別評価調書 No. I－2 国立大学法人等の施設整備支援</u>	・・・ p 14
	<u>項目別評価調書 No. I－3 学位授与</u>	・・・ p 20
	<u>項目別評価調書 No. I－4 質保証連携</u>	・・・ p 26
	<u>項目別評価調書 No. I－5 調査研究</u>	・・・ p 39
	<u>項目別評価調書 No. I－6 大学・高専成長分野転換支援</u>	・・・ p 50
1－1－4－2	項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 54
	<u>項目別評価調書 No. II－1 経費等の合理化・効率化</u>	・・・ p 54
	<u>項目別評価調書 No. II－2 調達等の合理化</u>	・・・ p 56
	<u>項目別評価調書 No. II－3 給与水準の適正化</u>	・・・ p 58
	<u>項目別評価調書 No. III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画</u>	・・・ p 59
	<u>項目別評価調書 No. IV 短期借入金の限度額</u>	・・・ p 59
	<u>項目別評価調書 No. V 重要な財産の処分等に関する計画</u>	・・・ p 59
	<u>項目別評価調書 No. VI 剰余金の使途</u>	・・・ p 59
	<u>項目別評価調書 No. VII－1 内部統制</u>	・・・ p 63
	<u>項目別評価調書 No. VII－2 情報セキュリティ対策</u>	・・・ p 66
	<u>項目別評価調書 No. VII－3 人事に関する計画</u>	・・・ p 68
別添	<u>中期目標、中期計画、年度計画</u>	・・・ p 70

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度
	中期目標期間	平成元年度～令和5年度（第4期）

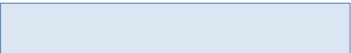
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	大学教育・入試課、石橋晶
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、福井俊英

3. 評価の実施に関する事項
令和6年7月25日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会合を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成28年4月1日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。
「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」（令和4年法律第94号）等が令和5年2月20日から施行され、機構の目的及び業務に大学・高専成長分野転換支援に関するものが追加された。



…実績報告時に法人が記載する項目。



…評価時に所管課が記載する項目。

※提出時には色を抜くこと

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○従前の取組に加えて、「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」や「新任病院長懇談会」を開催し、国立大学あるいは国立大学病院の新たなニーズに対応した迅速な情報提供の機会を設けるとともに、新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値としての「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」の試算を実施するなど、大学にとって有用な指標の提示に取り組み、国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援に資する取組を一層推進した。 (p 30～34)
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。

その他特記事項	特になし
---------	------

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
大学等の評価	B	B	B	B	B	1-1	
大学等の教育研究活動等の 状況に関する評価							
大学、高等専門学校及び 法科大学院の教育研究活 動等の状況に関する評価	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
大学等の個性の伸長及び 特色の明確化に一層資す るための評価	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
国立大学法人及び大学共同 利用機関法人の教育研究の 状況についての評価	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
国立大学法人等の施設整備支援	B	A	A	B	B	1-2	
施設費貸付事業	(A)	(S)	(A)	(B)	(B)		
施設費交付事業	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
国から承継した財産等の処 理	(B)	(S)	(B)	(B)	(B)		
学位授与	B	A	B	B	B	1-3	
単位積み上げ型による学士 の学位授与	(B)	(A)	(B)	(B)	(B)		
省庁大学校修了者に対する 学位授与	(B)	(A)	(B)	(B)	(B)		
学位授与事業の普及啓発	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目	備考
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	別調 書No.	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
質保証連携	B	B	B	B	B	1-4	
大学等連携・活動支援							
大学等との連携	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
国立大学法人の運営 基盤の強化促進の支 援	(B)	(A)	(A)	(A)	(A)		
大学ポートレート	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
評価機関との連携	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
国際連携・活動支援							
国際的な質保証活動 への参画	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
資格の承認に関する 調査及び情報提供	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
調査研究	B	B	B	B	B	1-5	
大学等の改革の支援に関 する調査研究	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
学位の授与に必要な学習 の成果の評価に関する調 査研究	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)		
大学・高専成長分野転換支援	－	－	－	B	B	1-6	
実施体制の整備 (R4：基金の設置)	－	－	－	(B)	(B)		
助成金の交付 (R4：助成金の交付準備)	－	－	－	(B)	(B)		
大学等への情報提供	－	－	－	－	(B)		

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
経費等の合理化・効率化	B	B	B	B	B	Ⅱ－1	
調達等の合理化	B	B	B	B	B	Ⅱ－2	
給与水準の適正化	B	B	B	B	B	Ⅱ－3	
Ⅲ．予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 Ⅳ．短期借入金の限度額 Ⅴ．重要な財産の処分等に関する計画 Ⅵ．剰余金の使途	B	B	B	B	B	Ⅲ、Ⅳ Ⅴ、Ⅵ	
Ⅶ．その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
内部統制	B	B	B	B	B	Ⅶ－1	
情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	Ⅶ－2	
人事に関する計画	B	B	B	B	B	Ⅶ－3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評価に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 1 号 学校教育法第 109 条、同法第 123 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ																		
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価																		
認証評価機関連絡協議会等		各年度3回	3回 (前中期目標期間最終年度値)	3回	3回	3回	3回	6回	予算額（千円）	566,662	835,866	801,572	485,669	309,362				
機関別認証評価制度に関する連絡会		各年度4回	4回 (前中期目標期間最終年度値)	3回 (※1)	3回 (※1)	3回 (※1)	3回 (※1)	3回 (※1)	決算額（千円）	483,251	758,052	554,128	440,698	302,020				
評価対象校向け説明会参加者数	大学	—	—	234人	(※2)	(※2)	(※2)	141 アカウント	経常費用（千円）	499,585	779,615	574,868	426,087	298,237				
	高等専門学校	—	—	123人	(※2)	(※2)	82 アカウント	13 アカウント	経常利益（千円）	7,993	△49,580	239,007	1,273	△28,903				
	法科大学院	—	—	(※3)	(※3)	(※2)	86 アカウント	7 アカウント	行政コスト（千円）	545,519	792,248	586,405	436,978	307,063				
評価委員向け研修参加者数	大学	—	—	53人	26人	104人	61人	24人	従事人員数（人）	40.8(2)	70(8.4)	59.1(3.4)	43.9(3.9)	28.9(3)				
	高等専門学校	—	—	27人	19人	22人	9人	10人										
	法科大学院	—	—	8人	8人	(※3)	18人	41人										
評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	—	—	16校	6校	43校	16校	4校									
		当機構で評価を実施した校数	—	—	16校	6校	43校	16校	4校									
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	—	—	13校	13校	16校	2校	3校									

		当機構で評価を実施した校数	—	—	13 校	13 校	16 校	2 校	3 校			
	法 科 大 学院	申請校数（当機構での 受審を希望した校数）	—	—	1 校	1 校	0 校	5 校	11 校			
		当機構で評価を実施した校数	—	—	1 校	1 校	0 校	5 校	11 校			
検証アンケート回答率			85%	84.5% (前中期目標 期間最終年 度値)	92.3%	84.4%	89.2%	92.5%	89.4%			
検証アンケート・評価基準及び観点の構成や内容に関する満足度（５段階評価平均値）			4	4.05 (前中期目標 期間平均 値)	4.04	4.13	4.00	4.11	4.08			
(１) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価												
評 価 実 施 校 数	大 学	選択評価事項A 研究活動 の状況	—	—	0 校	0 校	0 校	1 校	0 校			
		選択評価事項B 地域貢献 活動の状況	—	—	0 校	0 校	2 校	1 校	0 校			
		選択評価事項C 教育の国 際化の状況	—	—	1 校	0 校	0 校	0 校	0 校			
	高 等 専 門 学 校	研究活動の状況	—	—	11 校	11 校	16 校	2 校	0 校			
		正規課程の学生以外に対 する教育サービスの状況	—	—	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校			
		地域貢献活動等の活動状 況	—	—	11 校	12 校	16 校	1 校	0 校			
		その他の第三者評価	—	—	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校			
	検証アンケート回答率		85%	89.1% (前中期目標 期間平均 値)	98.1%	92.5%	84.2%	69.3%	83.3%			
検証アンケート・選択評価に関する満足 度（５段階評価平均値）		4	4.17 (前中期目標 期間平均 値)	4.10	4.10	3.96	4.25	3.63				
(２) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価												
法人向け	説 明 会	参加者数	—	—	313 人	—	233 アカウン ト	—	70 人 263 アカウン ト			
		参加機関 (参加割合)	90 法人	90 法人 (平成26年 度実績)	90 法人 (100%)	—	89 法人 (100%) (※４)	—	86 法人 (100%) (※５)			

	研 修 会	参加者数	—	—	349 人	—	349 人	—	—
		参加機関 (参加割合)	90 法人	—	90 法人 (100%)	—	86 法人 (96.6%)	—	—
評価者向け研修		参加者数 (達成) (参加割合)	前期以上	161 人 (91.0%) (平成 28 年 度実績)	—	169 人 (98.2%)	—	76 人 (95.0%)	—
		参加者数 (現況) (参加割合)	前期以上	238 人 (94.1%) (平成 28 年 度実績)	—	238 人 (99.6%)	—	—	—
		参加者数 (研究) (参加割合)	前期以上	513 人 (88.4%) (平成 28 年 度実績)	—	566 人 (92.3%)	—	—	—
パブリックコメント		意見数			—	—	59	—	118
		対応割合			—	—	100%	—	100%
実施対象機関数			90 法人	90 法人 (平成 28 年 度実績)	—	90 法人	—	89 法人 (※ 4)	86 法人 (※ 5)
検 証 アン ケート	法 人	回答率			—	—	達成状況評 価：100% 現況分析（教 育）：71.1% 現況分析 (研究)：77.7%	—	達成状況 評価：100%
		評価の適切性			—	—	【肯定的な回 答】 達成状況評 価：73.3% 現況分析（教 育）：73% 現況分析 (研究)：70.6%	—	達成状況 評価：73%
	評 価 者	回答率			—	—	達成状況評 価：87.7% 現況分析：83.5% 研究業績水 準判定：81.2%	—	達成状況 評価：85.9%
		評価の適切性			—	—	【肯定的な回 答】 達成状況評 価：95.8%	—	達成状況 評価：95.6%

								現況分析： 91.3% 研究業績水 準判 定： 81.5%				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響から、主催機関（5機関の持ち回り）のスケジュール調整の結果、3回の開催となった。

(※2) 音声解説付スライド配付やウェブサイト掲載の形で実施。

(※3) 評価対象校説明会については、元年度は次年度対象校が1校のため個別対応、2年度は次年度対象校なしのため実施していない。評価委員向け研修については、3年度は対象校なしのため実施していない。

(※4) 東海国立大学機構（岐阜大学及び名古屋大学の法人統合により設立）を評価対象法人としたため、総数が89法人となった。

(※5) 北海道国立大学機構（小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学の法人統合により設立）、奈良国立大学機構（奈良教育大学及び奈良女子大学の法人統合により設立）を評価対象法人としたため、総数が86法人となった。

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅰ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		<評定> 評定：B <評定根拠> 令和5年度における「1 大学等の評価」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を「B」とした。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 【評価指標】 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断） 1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。 1－2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。	(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 <主要な業務実績> 1. 評価の実施 大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準に適合している」4校、「評価基準に適合していない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準に適合している」3校、「評価基準に適合していない」0校となった。 また、法科大学院を置く大学からの求めに応じ、法科大学院認証評価を行った結果、「評価基準に適合している」11校、「評価基準に適合していない」0校となった。追評価を行った結果、「評価基準に適合している」1校となった。 以上の評価の結果については、令和6年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 令和6年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会及び自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。また、大学（8校）、高等専門学校（4校）、法科大学院（1校）から申請を受け付けた。 2. 評価体制の整備等 以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。 【大学】 大学機関別認証評価委員会（委員25人）、評価部会（1部会）・内部質保証専門部会（委員9人、専門委員21人）、意見申立審査会（専門委員5人） 【高等専門学校】 高等専門学校機関別認証評価委員会（委員19人）、評価部会（1部会、委員4人、専門委員6人）、財務専門部会（委員2人、専門委員2人）、意見申立審査会（専門委員5人） 【法科大学院】 法科大学院認証評価委員会（委員24人）、評価部会（4部会及び追評価部会、委員7人、専門委員38人）、運営連絡会議（委員8人、専門委員12人）、	(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 <評定と根拠> 補助評定：B 申請のあったすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和6年度実施の評価に関する大学等向け説明会をウェブ形式により実施し、申請を受け付けた。 大学、高等専門学校、法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者向けの研修をウェブ形式で実施した。 令和4年度に実施した認証評価の検証を行い、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明し、個別の事前相談の機会も活用するなど、評価システムの改善に努めた。また、令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた。 大学機関別認証評価の4巡目（令和8年度～令和14年度）に向けて、大学機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて、評価基準の改訂等について検討を進めた。また、高等専門学校機関別認証評価の4巡目（令和7年度～令和13年度）に向けて、高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて検討を進め、令和5年10月に評価基準等の改訂を行うとともに、高等専門学校に対する説明会を実施した。 中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた	(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	意見申立審査専門部会（専門委員 5 人） 令和 5 年 6 月に評価担当者の研修を参加者（大学24人、高等専門学校10人、法科大学院41人）に対して、ウェブ形式で実施した。 3. 認証評価の検証 令和 4 年度に実施した機関別認証評価及び選択評価に関するアンケート調査で寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明し、個別の事前相談の機会も活用するなど、評価システムの改善に努めた。（アンケート回答率 89.4%） また、令和 5 年度に評価を実施した大学、高等専門学校及び法科大学院の評価担当者に対しては令和 6 年 2 月に、対象校に対しては 3 月にアンケートをそれぞれ送付した。 令和元年度～令和 3 年度に実施した大学機関別認証評価に関する 3 巡目（令和元年度～令和 7 年度）の中間検証の分析を行い、4 巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和 6 年 2 月に中間検証報告書を取りまとめた（非公表）。 大学機関別認証評価の 4 巡目（令和 8 年度～令和 14 年度）に向けて、大学機関別認証評価委員会の下に大学機関別認証評価検討ワーキンググループを設置し、3 巡目に実施した大学機関別認証評価の中間検証の結果等も踏まえて、評価基準の改訂等について検討を進めた。 高等専門学校機関別認証評価の 4 巡目（令和 7 年度～令和 13 年度）に向けて、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置した高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループにおいて検討を進め、パブリックコメントの手続きを経て、令和 5 年 10 月に評価基準等の改訂を行い、文部科学大臣に届出の上、公表した。また、4 巡目の改訂について、高等専門学校に対する説明会を実施した。 4. 先導的役割 以下の取組により認証評価制度全体の先導的な役割を果たした。 ・ 認証評価機関 14 機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会 3 回（令和 5 年 7 月、10 月、令和 6 年 3 月）、その下に設置しているワーキンググループ 3 回（令和 5 年 6 月、9 月、令和 6 年 1 月）を開催し、協議会の議論を主導した。 ・ 大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナーを、年 3 回（令和 5 年 9 月、12 月、令和 6 年 3 月）オンラインで開催した。各回開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演動画を掲載し、質保証に関連する情報提供を行った。 ・ 文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。 5. 法科大学院認証評価 会議についてはウェブ会議で実施し、会議等の資料についてはオンラインストレージを利用して電子媒体で委員に送付するなどの取組を通じて、業務の効率化と経費の削減を図った。 令和 4 年度から実施する 4 巡目の法科大学院認証評価において、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和 5 年度においてはそれに基づいて、実際に対象法科大学院の状況に応じて 3 巡目時より短縮した日程での訪問調査を	議論の状況を踏まえ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認証評価機関連絡協議会の事務局を担い議論を主導した。また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な回答が得られた。さらに、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。 令和 4 年度から実施する 4 巡目の法科大学院認証評価において、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和 5 年度においてはそれに基づいて、実際に対象法科大学院の状況に応じて 3 巡目時より短縮した日程での訪問調査を行うなどにより評価を実施し、従来の方法に比べて物件費 1,000 万円程度の縮減を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	--

		行うなどにより評価を実施し、従来の方法に比べて物件費 1,000 万円程度の縮減を図った。	
(1) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 【評価指標】 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断） 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。	(1) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 <主要な業務実績> 1. 評価の実施 評価全体の改善に資するための先導的な取組として、大学については、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化の観点から、高等専門学校については、研究活動、地域貢献活動の観点から、認証評価の中に任意項目として組み込んで優れた取組として評価を行っている。なお、本項目については、試行的に実施しているものであり、機構が認証評価とは別に大学等の求めに応じて独自に選択評価として実施していたが、令和5年度は希望する大学等はなかった。 以上の評価の結果については、令和6年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 令和6年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会と自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。なお、令和6年度は、従来の選択評価の申請を希望する大学及び高等専門学校はなかった。 2. 評価体制の整備等 評価部会において機関別認証評価として実施した。評価担当者の研修についてもウェブ形式で実施した。 3. 選択評価の検証 令和4年度に実施した機関別認証評価及び選択評価に関するアンケート調査で寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明するなど、評価システムの改善に努めた。（アンケート回答率83.3%） 令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証（選択評価含む）の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた（非公表）。	(1) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 <評定と根拠> 補助評定：B 大学については、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化の観点から、高等専門学校については、研究活動、地域貢献活動の観点から、認証評価の中に任意項目として組み込んで優れた取組として評価を行い、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和6年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会と自己評価担当者の研修をウェブ形式で実施した。 評価部会において機関別認証評価として実施し、評価担当者の研修についてもウェブ形式で実施した。 認証評価の検証を行い、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づき、大学の評価担当者が記入する書面調査シートの様式を改善して作業手順等を明確にするとともに、説明会等においてより丁寧に説明するなど、評価システムの改善に努めた。また、令和元年度～令和3年度に実施した大学機関別認証評価に関する3巡目（令和元年度～令和7年度）の中間検証（選択評価含む）の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和6年2月に中間検証報告書を取りまとめた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(1) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 【評価指標】 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 <主要な業務実績> 1. 第3期中期目標期間終了時評価の検証 第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価の検証を行うため、評価者、国立大学法人及び大学共同利用機関法人へのアンケート調査の結果を令和5年6月に集計し、さらに分析を行い、令和6年2月に検証結果報告書として公表した。 2. 第4期中期目標期間評価に向けた評価方法等の検討 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間における4年目終了時評価及び中期目標期間終了時評価の検証を踏まえて、令和5年9月に第4期	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 補助評定：B 第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価の検証について、評価者、国立大学法人及び大学共同利用機関法人へのアンケート調査の結果を集計・分析し、検証結果報告書として公表した。 第4期中期目標期間の評価に向けて、「評価実施要項」や国立大学教育研究評価データの精選等の見直しについて、意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえて決定し、各法人に対して説明会を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成し	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 補助評定：B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

	施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。	評価の基本方針等である「評価実施要項（案）」を作成するとともに、国立大学教育研究評価データの見直し（案）を作成した。これらの案の作成にあたっては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を踏まえ、「評価実施要項」を第3期よりも約6か月前倒しで早期に決定するとともに、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析について、評価関係業務の負担軽減の観点から、分析項目の見直しや各法人に提出を求めるデータの精選を行っている。これらの案に対する意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、その結果を踏まえて、12月に「評価実施要項」及び国立大学教育研究評価データの見直し（第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況分析基本データ）を決定した。これらの内容について、令和6年3月に「国立大学法人等評価実務担当者説明会」を開催し、各法人に対して詳細な説明を行った。	たと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 (2) 施設費交付事業 (3) 国から承継した財産等の処理		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業 レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業 レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（１）施設費貸付事業												
施設費貸付事業の実施状況	計画値	－	－	－	－	－	予算額（千円）	130,053,321	125,788,767	131,974,594	126,411,956	149,407,287
	実績値	70 件	84 件	94 件	86 件	84 件	決算額（千円）	120,783,847	125,622,972	122,026,539	127,227,344	136,262,871
	達成度	－	－	－	－	－	経常費用（千円）	7,914,571	7,199,562	5,685,183	4,021,344	3,556,521
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	5 箇所	5 箇所	7 箇所	6 箇所	6 箇所	経常利益（千円）	△943,247	△270,823	△1,104,451	△1,010,517	5,902,482
	実績値	6 箇所	5 箇所	7 箇所	6 箇所	6 箇所	行政コスト（千円）	7,928,843	7,228,198	5,704,646	4,040,806	3,575,983
	達成度	120%	100%	100%	100%	100%	従事人員数（人）	7.7(2)	8.7(2)	9.2(2)	9.2(2)	10.3(2)
投資家の訪問件数	計画値	5 箇所	5 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所						
	実績値	31 箇所	28 箇所	22 箇所	23 箇所	20 箇所						
	達成度	620%	560%	110%	115%	100%						
（２）施設費交付事業												
施設費交付事業の実施状況	計画値	－	－	－	－	－						
	実績値	91 件	89 件	83 件	81 件	57 件						
	達成度	－	－	－	－	－						
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	5 箇所	5 箇所	15 箇所	14 箇所	14 箇所						
	実績値	13 箇所	9 箇所	15 箇所	15 箇所	15 箇所						
	達成度	260%	180%	100%	107%	107%						
（３）国から承継した財産等の処理												

	東京大学生 産技術研究 所跡地の売 却持分比率	計画値	—	—	—	—	—	
		実績値	91.42%	93.23%	93.36%	93.87%	94.36%	
		達成度	—	—	—	—	—	
	承継債務償 還率	計画値	100%	100%	100%	100%	100%	
		実績値	100%	100%	100%	100%	100%	
		達成度	—	—	—	—	—	

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		<評定> 評定：B <評定根拠> 令和5年度における「2. 国立大学法人等の施設整備支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該目標項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を「B」とした。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
(1) 施設費貸付事業 【評価指標】 2－1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 2－1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：6箇所）、債権回収率（平成26～30年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成26～30年度の各年度平均実績：16箇所）等を参考に判断する。	(1) 施設費貸付事業 <主要な業務実績> ① 施設費の貸付 「令和5年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（令和5年3月28日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人（32法人）に対し、67,663百万円（84事業）の貸付けを行った。 国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5年5月23日及び令和6年1月31日 オンライン開催）において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明を行った。また、事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報の共有を図った。 貸付審査を行うため、施設費貸付事業貸付審査会を10回開催した。貸付の審査にあたっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか、償還可能な財務状況となっているか、貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか、国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているかなどについて確認し、総合的な審査を行った。 ② 資金の調達（概要） 施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から63,094百万円の長期借入れを行った。また、第8回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債）の発行により、5,000百万円の民間資金の調達を行った。 （IR活動等） 令和6年2月の機構債券の発行に向けて、令和5年7月開催の債券委員会（第1回）において債券の発行計画を決定し、令和5年9月開催の債券委員会（第2回）において主幹事会社、受託会社及び格付機関を選定し	(1) 施設費貸付事業 <評定と根拠> 補助評定：B 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、令和5年度に必要な資金の貸付けを適切に行った。 貸付けの審査にあたっては、施設費貸付事業貸付審査会を開催し、精度の高い審査を実施するとともに、償還確実性の確保に努めるため、貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況の把握として国立大学法人から提出された資料に基づき、各法人の収支見込の妥当性を確認した。 施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行い、債務の償還を確実に行った。 債券の発行にあたっては、個別の投資家訪問に加えて、対象者別の集合型IR（インベスター・リレーションズ：地方投資家やセールス担当者を対象としたセミナー）、IR動画の作成、証券会社発行の情報誌への記事掲載を行うなど、IR活動を積極的に行った。また、機構債券の信用格付においては、令和4年度に引き続き、2機関からそれぞれ「AA+」、「AAA」の高い格付けを取得し、加えて、ソーシャルボンド評価では、最上位の評価である「Social1」を取得した。さらに、発行予定日の約1か月前に投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施した。 これらの取組により、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、当初発行予定額どおり、債券を発行した。また、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い教育環境の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことによ	(1) 施設費貸付事業 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	た。 選定した主幹事会社と協力し、機構債券の購入を検討している投資家に対するIR（インベスター・リレーションズ）活動を実施した。IR活動においては、個別投資家IRに加えて、集合型IR、IR動画の作成、証券会社発行の情報誌への記事掲載を行った。 個別投資家IRについては、令和5年12月から令和6年1月にかけて、訪問又はウェブ会議により17箇所の投資家訪問を実施した。個別投資家IRにおいては、機構の概要や発行予定の債券について丁寧な説明を行うとともに、投資家との対話を通じて、債券購入の可能性の把握に努めた。 集合型IRについては、令和5年11月28日に証券会社のセールスを対象に、令和5年12月7日に中部地域の投資家を対象に、同月8日に近畿地域の投資家を対象に、それぞれオンラインで実施した。このうち、投資家対象のIRは、「地域密着型セミナー」と題して該当地域に所在する国立大学附属病院の貸付事例を紹介するなど地域への貢献について説明し、地域との親和性を重視する地方投資家への訴求を図った。 IR動画については、多忙な投資家にも見てもらえるよう、機構の概要や債券のポイントについて説明するコンパクトな動画とした。当該動画では、機構債券のソーシャル性について訴求するため、貸付対象である国立大学附属病院の設備の画像も紹介しつつ説明を行った。 記事掲載については、機構の事業内容や機構債券のソーシャル性についての投資家の理解を促進するため、証券会社が公益法人向けに発行している情報誌に機構の紹介記事を掲載した。 （信用格付等） 債券の発行体及び発行債券の格付として、令和6年2月に、格付投資情報センター（R&I）からAA+（令和4年度同）、日本格付研究所（JCR）からAAA（令和4年度同）を取得した。また、日本格付研究所（JCR）からは高いソーシャル性を評価され、最上位のSocial 1（令和4年度同）を取得した。 （起債運営） 令和5年度は、日銀の金融政策や米国の金利動向等の影響で、令和4年度と比べても一層、市場環境の不透明感が強まる中での起債となった。そのため、令和4年度に引き続き、発行予定日の約1か月前の令和6年1月に、その時点での投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施し、投資家の需要の把握に努めた。「サウンディング」で得られた意見も踏まえ、令和6年2月5日にソフトヒアリング、同月6日から8日にブレマーケティングを実施した。 （総括） これらの取組の結果、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、令和6年2月9日開催の債券委員会（第3回）において債券の発行条件を決定し、同月29日に当初発行予定額どおり債券を発行した。 また、IR活動において、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い教育環境の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより、新たに13件（令和4年度対比5件増）の投資家から、ソーシャルボンドである機構債券に投資した旨の投資表明を受けた。 ③ 債務の償還	り投資家層が拡大し、新たに13件の投資家から投資表明を受けるに至った。 そのほか、財政融資資金及び市場への債務の償還、貸付先調査についても適切に実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	---	--

	財政融資資金及び市場（債券）への債務償還にあたって、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付して計画的に債権を回収し、51,562百万円（元金）の償還を滞りなく確実に行った。（令和5年度末債務残高（元金）：649,672百万円） 貸付事業に係る債権を確実に回収するため、令和5年11月から令和6年1月にかけて6箇所に対して貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。当該調査については、国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。2箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。 ④ 調査及び分析 貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握するため、附属病院を有する国立大学法人に対して、過去に策定された完済までの収支計画と決算後実績額の比較及び自己点検を依頼し、令和5年11月に、当該資料に基づき各国立大学法人の収支見込みの妥当性を確認した。また、貸付先調査において、5法人（6大学）から施設費貸付事業を効果的に行うための意見聴取を行った。		
（２）施設費交付事業 【評価指標】 2－2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 2－2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：13箇所）等を参考に判断する。	（２）施設費交付事業 <主要な業務実績> ① 施設費の交付 「令和5年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（令和5年4月3日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学等の施設整備等に必要資金として、国立大学法人（52法人）、大学共同利用機関法人（3法人）及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、1,322百万円（57事業）の交付を行った。 ② 交付対象事業の適切な実施の確保 交付決定にあたっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。また、国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5年5月23日及び令和6年1月31日オンライン開催）において、交付事業の留意点についての説明を国立大学法人等の施設担当部課長等に対して行った。 事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容などの審査を行い、交付金の額の確定を行った。 交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、令和5年10月から令和6年1月にかけて15箇所に対して交付先調査を行った。当該調査については、国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。9箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。 ③ 交付事業財源の確保に関する調査等 文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和5	（２）施設費交付事業 <評定と根拠> 補助評定：B 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要資金として適切に交付を行った。 交付対象事業の適正な執行に係る留意点について、各国立大学法人等の施設担当部課長等に対して周知するとともに、交付先調査を行った。 交付事業財源の確保については、交付先調査や文部科学省主催の説明会等を通じて、不要財産の処分計画の確認や交付事業の財源としての財産処分の重要性についての説明を行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	（２）施設費交付事業 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	年5月23日及び令和6年1月31日 オンライン開催)において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対する交付事業の財源としての不要財産処分の重要性についての説明を行った。 また、国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等の確認を行うとともに、不要財産処分の重要性についての説明を行った。		
(3) 国から承継した財産等の処理	(3) 国から承継した財産等の処理 <主要な業務実績> ① 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への債務13,592百万円（元金）の償還を確実に行った。（令和5年度末債務残高（元金）：28,191百万円） ② 旧特定学校財産の管理処分 （東京大学生産技術研究所跡地の管理処分） 国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っており、令和5年5月に147.06㎡を400百万円で売却した。これにより、売却した総面積は28,284.70㎡（令和4年度までに売却した面積は28,137.64㎡）となり、全体の94.36%の売却が完了した。未売却の土地（1,690.11㎡、5.64%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収した。 （処分後の財産の利用状況） 平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている。令和2年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から5年間は当該プロジェクトの実施計画に定めたとおりの用途に供さなければならないこととしているため、広島市を通じて報告のあった事業の実績について確認するとともに、令和5年11月に現地調査を行い、利用状況を確認した。	(3) 国から承継した財産等の処理 <評定と根拠> 補助評定：B 国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収し、財政融資資金へ債務の償還を確実に行った。 旧特定学校財産の管理処分については、東京大学生産技術研究所跡地の計画的な売却及び貸付を適切に行った。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(3) 国から承継した財産等の処理 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 (3) 学位授与事業の普及啓発		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 4 号 学校教育法第 104 条第 7 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与															
4 月期	申請者数	－	－	315 人	285 人	288 人	324 人	288 人	予算額（千円）	254,542	270,651	339,477	296,988	316,831	
	学位取得者数	－	－	273 人	241 人	234 人	281 人	239 人	決算額（千円）	269,760	259,173	295,726	287,086	284,413	
	電子申請利用率 ※（ ）は特例申請を 除いた値	－	－	99.0% (99.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	経常費用（千円）	270,603	256,774	265,332	320,800	285,178	
10 月期	申請者数	－	－	2,318 人	2,366 人	2,348 人	2,375 人	2,367 人	経常利益（千円）	2,764	8,027	40,071	12,132	17,418	
	学位取得者数	－	－	2,232 人	2,290 人	2,269 人	2,293 人	2,263 人	行政コスト（千円）	315,671	269,720	278,195	333,659	297,994	
	電子申請利用率 ※（ ）は特例申請を 除いた値	－	－	99.9% (99.8%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	従事人員数（人）	18.3(5)	17.2(5.1)	18.3(4.6)	21.3(3)	19.3(3)	
認定審査件数	短期大学	－	－	1 専攻	－	3 専攻	1 専攻	－							
	高等専門学校	－	－	－	2 専攻	2 専攻	－	－							
認定専攻科数 ※当該年度 4 月 1 日時点	短期大学	－	－	70 専攻	64 専攻	60 専攻	61 専攻	57 専攻							
	高等専門学校	－	－	115 専攻	112 専攻	114 専攻	111 専攻	109 専攻							
教育の実施状 況等の審査件 数	短期大学	－	－	13 専攻	1 専攻	8 専攻	8 専攻	10 専攻							
	高等専門学校	－	－	17 専攻	－	18 専攻	20 専攻	15 専攻							
認定の再審査	短期大学	－	－	－	－	－	1 専攻	－							

件数		高等専門学校	—	—	—	—	3 専攻	1 専攻	—	
特例適用認定 審査件数	短期大学	—	—	2 専攻	2 専攻	—	1 専攻	1 専攻		
	高等専門学校	—	—	—	2 専攻	2 専攻	—	—		
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与										
認定の審査件数		—	—	—	—	—	—	—		
認 定 課 程 数 ※ 当 該 年 度 4 月 1 日 時 点	学士相当	—	—	8 課程	8 課程	8 課程	8 課程	8 課程		
	修士相当	—	—	5 課程	5 課程	5 課程	5 課程	5 課程		
	博士相当	—	—	4 課程	4 課程	4 課程	4 課程	4 課程		
教育の実施状況等の審査件数		—	—	2 課程	3 課程	3 課程	4 課程	3 課程		
学士	申請者数	—	—	1,065 人	1,049 人	1,147 人	1,088 人	992 人		
	学位取得者数	—	—	1,064 人	1,049 人	1,147 人	1,087 人	992 人		
修士	申請者数	—	—	92 人 ※3月修了者除く	101 人 ※3月修了者除く	85 人 ※3月修了者除く	88 人 ※3月修了者除く	94 人 ※3月修了者除く		
	学位取得者数	—	—	91 人 ※前年度 保留者1 人含む	101 人 ※前年度 保留者2 人含む	84 人 ※前年度 保留者2 人含む	87 人 ※前年度 保留者2 人含む	93 人 ※前年度 保留者2 人含む		
博士	申請者数	—	—	24 人 ※3月修了者除く	30 人 ※3月修了者除く	24 人 ※3月修了者除く	32 人 ※3月修了者除く	34 人 ※3月修了者除く		
	学位取得者数	—	—	23 人	30 人 ※前年度 保留者1 人含む	24 人	32 人	32 人		
(3) 学位授与事業の普及啓発										
「新しい学士への途」		—	—	3,837 部	4,079 部	3,858 部	3,199 部	3,694 部		
「学位授与申請書類」		—	—	3,103 部	3,116 部	3,153 部	2,976 部	2,977 部		
「学士をめざそう！」		—	—	15,187 部	14,935 部	14,607 部	14,808 部	14,634 部		
「機構が授与する学士の学位」		—	—	9,071 部	8,756 部	8,788 部	8,894 部	8,825 部		

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)
なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		<評価> 評価：B <評価根拠> 令和5年度における「3 学位授与」の実施状況について、各項目の評価を考慮した結果、当該項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を「B」とした。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 【評価指標】 3－1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 3－1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 <主要な業務実績> 短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与について以下のとおり行った。 ①学士の学位授与 短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する学位授与（通例申請）について、4月期は271人、10月期は594人から申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4月期は223人、10月期は501人に学位を授与した。 申請者の利便性向上のため、これまで電子申請を推進しており、令和元年度より、申請は原則インターネットを利用した電子申請のみとしており、さらに令和2年度からは学修成果レポートについても紙媒体での提出から電子媒体による提出としている。また、学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。 専攻科の修了見込者からの、特例適用による学位授与について、4月期は17人、10月期は1,773人から電子申請システムにより申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4月期は16人、10月期は1,762人に学位を授与した。 ②専攻科の認定及び専攻科における教育の実施状況等の審査 短期大学4校5専攻について、令和5年9月末までに認定専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、すべてを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 申出に基づき、特例の適用を希望する短期大学1校1専攻について、特	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 <評価と根拠> 補助評価：B 令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとしているが、令和2年度からは学修成果レポートについても紙媒体での提出から電子媒体による提出としている。なお、特例による学位授与申請については、これまですべて電子申請で受け付けている。また、不合格者に対しては、再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、個別理由の通知も引き続き行い、申請者に対する利便性の向上を図った。 認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を行い、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学の専攻科からの申出を受け付け、審査し適用認定を行った。 令和6年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、変更の届出を受け、審査を行った。 また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を行い、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 補助評価：B <補助評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	例の適用認定の審査を行い、「適」と判定し、結果を通知した。 令和6年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、令和5年9月末までに変更の届出を受け、審査を行った。 短期大学5校5専攻及び高等専門学校9校15専攻について、令和5年9月末までに特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、すべてを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 8月29日に特例適用専攻科を対象とした特例による学位授与申請制度の見直し等に関する説明会を管理部学位審査課と研究開発部との協働で開催し、令和6年度からの申請時期の前倒し等の制度変更を予定している内容について各専攻科に周知した。また、令和6年度申請案内にも制度変更内容を掲載した。	<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 【評価指標】 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 <主要な業務実績> 省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。 ①学士、修士又は博士の学位授与 学士については、10月に水産大学校本科の修了者1人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、11月中に合格と判定された者1人に対し、学士の学位を授与した。また、令和6年3月に各省庁大学校の課程修了者から申請を受け付け、審査終了後、3月中に合格と判定された者991人に対し、学士の学位を授与した。 修士については、令和5年3月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、5月19日に開催した学位審査会において43人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。 令和5年3月に4省庁大学校の認定課程の修了者30人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、8月25日に開催した学位審査会において27人を合格、3人を保留と判定し、合格者に修士の学位を授与した。なお、保留となった3人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 令和6年1月に、各省庁大学校から修了見込者20人の申請を受け付け、2月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、判定の結果、合格者18人に修士の学位を授与した。 加えて、留学生等配慮が必要な令和6年3月修了者51人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 博士については、令和5年3月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、5月19日に開催した学位審査会において2人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。 令和5年3月に2省庁大学校の認定課程の修了者7人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、8月25日に開催した学位審査会において5人を合格、2人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 <評定と根拠> 補助評定：B 認定された省庁大学校の課程修了者に係る学位授与について、円滑に審査を実施して、年度内に事業を完了した。具体的には2月～3月にかけての口頭試問による審査を分野ごとに集中開催とすることや、口頭試問において遠隔会議システムを積極的に活用することにより、審査担当委員の負担を軽減させて、審査の円滑な実施に配慮しつつ、事業の合理化・効率化に努めた。 認定を受けている課程に対し、年度計画のとおり、教育の実施状況等の審査を実施した。審議を行う専門委員会等の開催に当たっては、遠隔会議システムを利用した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

	保留となった2人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 令和5年10月に、防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者22人について申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から令和6年1月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、2月19日に開催した学位審査会において20人を合格、2人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった2人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 令和6年1月に、各省庁大学校から修了見込者3人の申請を受け付け、2月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、判定の結果、合格者3人に博士の学位を授与した。 加えて、留学生等配慮が必要な令和6年3月修了者3人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 ②課程の認定 認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、防衛医科大学校医学教育部医学科・看護学科・医学研究科の計1校3課程から、5月末までに書類の提出を受け付けた。書類の提出に合わせて学位審査会に審査を付託し、7月～8月に開催した各専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規程に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の博士課程に相当する水準を有しているか、遠隔会議システムも利用して、審査を行った。 補正が必要と判断された課程について通知を行い、回答を待って、11月及び1月に開催した各専門委員会・部会において、補正の対応を行った。 令和6年2月に開催した学位審査会において、各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、教育の実施状況等の審査を実施した認定課程の「適」「否」を判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。 ③学位記の伝達等 学位記伝達式については、過去3年間のコロナ禍の状況において開催しなかったが特段の問題は生じなかったため、今後は各大学校関係者の移動等に伴う負担を考慮して、特に理由がない限り行わないこととした。学位記については、各大学校に適切に送達した。 認定課程修了者（修士又は博士）の論文審査と口頭試問に係る講評については、遠隔会議システムを積極的に利用するなど、さらに充実させていくこととし、令和5年8月4日には防衛大学校と、9月11日には、国立看護大学校、水産大学校、職業能力開発総合大学校、防衛大学校と遠隔会議システムを使用して講評と意見交換を行った。 さらに令和6年2月に防衛医科大学校に対して講評と意見交換を行った。		
（3）学位授与事業の普及啓発 【評価指標】 3－3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）	（3）学位授与事業の普及啓発 <主要な業務実績> 学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、各都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等へ送付した。加えて、機構が授与する	（3）学位授与事業の普及啓発 <評定と根拠> 補助評定：B 学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）又は機構が授与する学位を説明したリーフレット	（3）学位授与事業の普及啓発 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

【目標水準の考え方】 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。	学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界やこれまで申請実績のあった各国在日大使館へも送付した。送付時期を4月から9月に変更することにより、前年度の学位取得者数を反映したリーフレットの送付を可能とした。 管理部学位審査課と研究開発部で協働して作成した「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」の概要を説明する動画は令和5年度において、3月末時点で約2,100回再生されている。 また、8月5日に放送大学と共同で開催した「学士の学位取得をめざす方への説明会」では、200人を超える申し込みがあり、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」や「学位授与申請の手続きについて」の説明を対面及びライブ配信で行った。 さらに8月19日に放送大学岐阜学習センターで開催した「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」、2月10日に放送大学鹿児島学習センターで開催された説明会、2月25日に放送大学岐阜学習センターで開催された「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」、3月2日に放送大学佐賀学習センターで開催された説明会に参加し、概要説明及び個別相談を行った。 「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」については、令和4年度の単位積み上げ型の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者1人を令和4年度学位取得者表彰受賞者として選考した。さらに、9月8日に表彰式、機構教職員との懇談会を実施した。 社会に対しより広く学位授与事業の普及啓発を行うことを目的に、文部科学省に対し同省ウェブサイトへの同事業の掲載について打診したところ、4月に同省の学び直しに関するウェブサイト内への掲載が実現した。 その後も、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。 令和5年度4月期の学位取得者に対するアンケートを9月末まで行い、結果の集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議WGにおいて学位授与業務に係る教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。なお、質問項目について新たに広報に関する項目を加えたが、継続性の観点からそのほかの質問項目の見直しは最小限に留めている。 学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に問合せができない場合や、障がい等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和3年11月にウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。令和5年度は3月末時点で問合せフォームに186件の学位授与申請関係の問合せがあり、そのすべてに3営業日以内に回答した。	（『機構が授与する学士の学位』）について、年度計画のとおり、関係各所約7,000機関に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。 放送大学と共同で「学士の学位取得をめざす方への説明会」を開催して、制度概要や学位授与申請の具体的な手続等についての説明会を、オンライン同時配信で行った。さらに複数の放送大学学習センターが企画した説明会等にも参加し、概要説明及び個別相談を行った。 「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」については、令和4年度の学位取得者のうち、1人を選考の上、表彰した。機構教職員との懇談会も実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。 学位取得者に対するアンケートを行い、結果を集計した。集計内容は学位授与事業連絡会議WGにおいて学位授与業務に係る教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。継続性の観点から質問項目の見直しは最小限に留めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
---	--	---	---

4. その他参考情報
効率的に事業を実施したことによるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 4	4 質保証連携 (1) 大学等連携・活動支援 ①大学等との連携 ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③大学ポートレート ④評価機関との連携 (2) 国際連携・活動支援 ①国際的な質保証活動への参画 ②資格の承認に関する調査及び情報提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) ①大学等との連携															
「自己評価 担当者等 に対する研修 会」参加者 数	大学	－	－	236 人	(※1)	(※1)	(※1)	141 アカウント		予算額（千円）	579, 173	629, 178	647, 994	586, 791	550, 988
	高等専門 学校	－	－	110 人	(※1)	(※1)	82 アカウント	13 アカウント		決算額（千円）	507, 726	490, 025	492, 938	482, 850	496, 316
	法科大学 学院	－	－	－	(※2)	(※1)	86 アカウント	7 アカウント		経常費用（千 円）	549, 319	552, 639	543, 106	545, 958	548, 911
人材育成セミナー参加 者数		70 人	71 人 （前中期 目標期間 平均値）	81 人	(※3)	552 人	724 人	703 人		経常利益（千 円）	63, 342	59, 121	38, 055	26, 028	40, 011
人材育成セミナー満足 度（「満足」及び「やや 満足」の割合）		90%	92% （平成 30 年度実 績）	92%	(※3)	83. 7%	88. 2%	91. 6%		行政コスト（千 円）	620, 940	563, 685	555, 122	558, 608	563, 565
										従事人員数	36. 8(3)	39. 8(2. 9)	39. 2(3)	39. 3(2)	40. 2(2)
(1) ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援															
国立大学法人の財務に		－	－	86 大学	86 大学	86 大学	86 大学	86 大学							

関する情報提供大学数									
経営判断の指標に関する情報提供病院数	—	—	45 病院	45 病院	44 病院	44 病院	44 病院		
(1) ③大学ポータル									
大学ポータル参加割合 (注) ()内は参加機関数	5 年間平均 92%	91.4% (180 校)	90.9% (180 校)	91.4% (181 校)	91.1% (184 校)	90.6% (184 校)	91.2% (187 校)		
大学ポータルウェブサイト年間アクセス件数 (注) ()内は新規訪問者数	5 年間平均 90 万件	856,136 件 (351,760 件)	1,011,391 件 (381,611 件)	1,187,246 件 (505,122 件)	1,508,086 件 (661,546 件)	1,523,710 件 (692,056 件)	1,582,233 件 (742,542 件)		
(1) ④評価機関との連携									
認証評価機関連絡協議会等	年 3 回開催	3 回 (前中期目標期間最終年度)	3 回	3 回	3 回	3 回	6 回		
機関別認証評価制度に関する連絡会	年 4 回開催	4 回 (前中期目標期間最終年度)	3 回 (※ 4)	3 回 (※ 4)	3 回 (※ 4)	3 回 (※ 4)	3 回 (※ 4)		
(2) ①国際的な質保証活動への参画									
海外の質保証機関等との年間交流実績	27 件	29 件	27 件	36 件	30 件	29 件	27 件		
動向記事配信サイト「QA UPDATES」年間アクセス件数	90,000 件	70,212 件	74,742 件	77,953 件	76,957 件	90,657 件	91,794 件		
「海外高等教育質保証動向ニュース」(メールマガジン) 配信登録者数	2,000 件	1,266 件	1,417 件	1,705 件	2,009 件	2,368 件	2,596 件		
「大学質保証フォーラム」参加者数	200 人	209 人	251 人	471 人	706 人	395 人	435 人		
(2) ②資格の承認に関する調査及び情報提供									
「高等教育資格承認情報センター」ウェブサイト年間アクセス件数	90,000 件	—	53,061 件	88,781 件	155,622 件	204,376 件	233,273 件		
公開セミナー等年間参加者数	200 人	—	135 人	39 人	469 人	456 人	314 人		
外部機関への発表・寄稿等年間情報提供件数	25 件	—	13 件	17 件	20 件	26 件	25 件		

(※1) 音声解説付スライド配付やウェブサイト掲載の形で実施。

(※2) 元年度は次年度の次年度対象校が 1 校のため個別対応、2 年度は次年度対象校なしのため実施していない。

(※3) 人材育成セミナーとしてワークショップ形式の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

(※4) 新型コロナウイルス感染症の影響から、主催機関(5 機関の持ち回り)のスケジュール調整の結果、3 回の開催となった。

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)
なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		<評定> 評定：B <評定根拠> 令和5年度における「4 質保証連携」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を「B」とした。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
(1) ①大学等との連携 【評価指標】 4－1－1 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－1－1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。	(1) ①大学等との連携 <主要な業務実績> ア 大学等の教育研究活動等の状況に関する収集・整理・提供 国公立大学・短期大学の令和5年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト公表した。大学ポータル・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。 イ 質保証人材の能力開発 我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、大学等の教育機関教職員等を対象として、大学等の質保証人材育成セミナー「高等教育と生涯学習を横断する質保証」を令和5年9月、12月、令和6年3月にオンラインで開催した。（参加者延べ703人） セミナー終了後に実施したアンケート結果（5段階評定の平均値）は以下のとおりであり、セミナー全般についておおむね肯定的な評価が得られた。 <アンケート結果>（回答率：51.1%） ○全体を通じた理解度：4.41 ○内容の有用度：4.03 ○研修全体の満足度：4.33 ○研修に対する主な意見： ・大変勉強になりました。リカレント教育や地域連携の担当ということもあり、実践を知ることができ知りたいことが知れた気持ちです。本学の運営にも活かしていきたいと思います。 ・他の機関ではあまり実施されない内容で大変興味深く拝聴いたしました。 大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的とした「大学質保証ポータル」において、大学等の教職員が質保証等について学習できる教材として、セミナーの資料や動画を公開した。 自己評価担当者に対する研修会を大学、法科大学院については令和5	(1) ①大学等との連携 <評定と根拠> 補助評定：B 国公立大学・公立短期大学の令和5年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト公表した。また、大学ポータル・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。 大学等の教育機関教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインで開催し、セミナー後のアンケートからおおむね肯定的な回答が得られた。大学質保証ポータルにおいて、セミナー動画を公開し、内容の充実を図り、大学等の教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。 令和6年度の認証評価等について、ウェブ形式による自己評価担当者に対する研修会を実施した。 大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査を実施したほか、機構が認定した短期大学及び高等専門学校専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和5年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和6年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	(1) ①大学等との連携 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	年6月、高等専門学校については令和5年8月にウェブ形式で実施した。 ウ 大学等における各種学習情報の収集・整理・提供 高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施している。 文部科学省と調整の上、令和5年9月15日付で、大学院を置く各国公立大学（全665大学）へ調査票を送付した。その後回答を集計し、年度内に調査結果を文部科学省に提出した。 なお、調査結果については、文部科学省より公表されている。 機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和5年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、7月にウェブサイトで公開した。 なお、「令和6年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については令和6年2月に作成・公開するとともに、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学も引き続き掲載した。	<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 【評価指標】 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。	（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 <主要な業務実績> ア. 国立大学法人の財務に係る調査・分析 アー① 国立大学法人関係 （国立大学法人の財務） 平成16年度の法人化以降、国立大学法人の財務諸表等の財務に関する情報を集計・分析し、その結果を「国立大学法人の財務」としてとりまとめ、毎年度刊行することとしている。 このため、令和5年7月に文部科学省を通じて各国立大学法人の令和4年度に係る財務諸表等のデータを収集し、12月末までに分析を行うために必要なデータの集計を行った。 令和4年度に係る財務諸表等の分析結果のうち、法人別概要財務諸表については、3月に機構の国立大学法人専用ページを通じ各国立大学法人に対して提供した。また、国立大学法人の特性別・規模別の比較や経年推移の分析、政策動向や大学のニーズを反映させた新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算等を加えた確定版である「国立大学法人の財務」を令和6年3月に刊行・提供した。 （国立大学法人の財務等に関する勉強会） 令和2年から令和4年にかけてのコロナ禍において、国立大学法人の財務に携わる職員間での情報共有や意見交換の機会が乏しいとの声があったことを受け、各大学の経営課題の共有や多様な観点からの解決方法の模索等の場を提供することで、国立大学法人の財務マネジメント機能の向上に資するよう、令和5年8月、11月に「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。大規模、中規模、小規模の大学からバランスよくメンバーを選定することとし、勉強会は、合計18人で構成することとした。 第1回では、各大学から大学の財務基盤強化に向けた取組や学内予算配分の見直しといったテーマについて報告があった後、意見交換を実施	（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 <評価と根拠> 補助評定：A 各国立大学法人の令和4事業年度の財務諸表等に基づき、新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算等を加えた「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供した。 国立大学法人の財務に携わる職員間の情報共有や意見交換の場を提供し、各国立大学法人に共通する経営上の課題の洗い出しや優れた取組の横展開につなげることを企図して、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。令和5年度に2回開催した勉強会では、大学における中長期的な財務計画及び財務基盤強化策の策定状況、令和4年度から新たに設けられた勘定科目である減価償却引当特定資産の導入状況、第4期国立大学法人運営費交付金（教育研究組織改革分、基盤的設備等整備分の要求等）への対応状況、財務会計業務のデジタル化（DX等）など、各大学の抱える共通の課題と対応状況を取り上げた。 参加大学からは、「自大学で実施していない他大学の取組を学ぶことができた」、「自大学でも財務会計業務のデジタル化（DX等）に向けて取り組みたい」、「本勉強会を通じて他大学とのネットワークを構築することで、様々な場面で情報交換の機会を持つことができるようになった」など、今後の意欲的な取組につながり得る多数の声が寄せられた。 さらに、勉強会などを通して収集した優れた取組の横展開を図るため、「国立大学法人の財務経営等に関する取組	（1）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 補助評定：A <補助評定に至った理由> 従前の取組に加えて、「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」や「新任病院長懇談会」を開催し、国立大学あるいは国立大学病院の新たなニーズに対応した迅速な情報提供の機会を設けるとともに、新たな財務指標（常勤教員当たり外部研究費獲得額等）の試算、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値としての「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」の試算を実施するなど、大学にとって有用な指標の提示に取り組み、国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援に資する取組を一層推進したことは、中期目標に定められた以上の業務の達成が認められるため。 また、上記「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」において、昨年度の評価における指摘を踏まえ、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性に関する情報提供を速やかに実施したことも上記評定に至った理由の一つである。

	した。また、各大学の抱える共通の課題として、令和4年度から新たに設けられた勘定科目である減価償却引当特定資産の導入状況や、第4期国立大学法人運営費交付金（教育研究組織改革分、基盤の設備等整備分の要求等）への対応状況、財務会計業務のデジタル化（DX等）について各大学から報告の後、意見交換を実施した。 第2回では、大学における中長期的な財務計画及び財務基盤強化策の策定状況について大学から報告があった後、意見交換を実施した。機構からは、文部科学省の「今後の医学教育の在り方に関する検討会中間取りまとめ」（令和5年9月）を受け、附属病院セグメントの財務情報の一層の開示に関する動向について情報提供した。 参加大学からは、「自大学で実施していない他大学の取組を学ぶことができた」、「自大学でも財務会計業務のデジタル化（DX等）に向けて取り組みたい」、「本勉強会を通じて他大学とのネットワークを構築することで、様々な場面で情報交換の機会を持つことができるようになった」などの声が寄せられた。 （国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会） 複数の国立大学法人から、各法人における戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に資する財務経営に関する様々な取組について情報共有することで、国立大学法人全体における財務マネジメント機能の更なる向上に資することを目的とする「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」を令和6年1月に開催した。 なお、本報告会における発表機関や報告内容は、令和5年8月、11月の「国立大学法人の財務等に関する勉強会」における情報収集や意見交換、及び大学関係者からの機構への要請等を踏まえて、優れた取組の横展開を図ることを企図して設定したものである。 具体的には、文部科学省からは、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化について、国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の活用促進、長期借入金や債券発行の対象事業の一層の拡大、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性等が説明された。 岩手大学からは、自治体から交付を受けた補助金を活用したキャンパス整備、ふるさと納税を活用した自治体との連携等が説明された。 東北大学からは、業務のDX推進について、全学的な推進体制の整備の状況、窓口フリー（学内手続のオンライン化）等の取組、データ活用による大学経営高度化の取組等が説明された。 神戸大学及び長崎大学からは、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得手続、国の資金運用認定委員会への対応、委託運用の状況、今後の課題や留意点等が説明された。 機構からは、国立大学法人における資金運用の制度と現状について、国立大学法人の資金運用の制度、国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の状況、投資に関する参考情報、私立大学・米国の事例等から成る広範かつ詳細な分析レポートを情報提供した。国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状のパートでは、試行的な取組ではあるが、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値として「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」を示した。 全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する広範な情報を取り上げ、国立大学法人等の財務担当の理事や部課長をはじめとする390人程度の参加があった。報告会終了後のアンケートでは、回答者の9割以上から「非常に有益だった」、「有益だった」などの回答が得られた。	事例の報告会」を開催した。取組事例の報告会では、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化、国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の活用促進、長期借入金や債券発行の対象事業の一層の拡大、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性、自治体から交付を受けた補助金を活用したキャンパス整備、業務のDX推進、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の取得手続、国立大学法人における資金運用の制度と現状等、全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する広範な情報を提供した。 これらの情報提供事項のうち、規制緩和と財源多様化を通じた大学の財務基盤強化、大学の財務基盤強化の観点からの大学発ベンチャー振興における起業支援体制の整備やアントレプレナーシップ教育の重要性に関する情報提供は、機構に対する業務の実績に関する評価（令和5年8月）における指摘を踏まえ、政策当局である文部科学省に迅速に企画への協力を依頼したことで実現したものである。 また、業務のDX推進に関する情報提供は、勉強会において、勉強会参加大学にDXの先進大学があることを把握し、併せて、DX推進に関して他大学に非常に高いニーズがあることを把握したことを契機として、当該先進大学に迅速に企画への協力を依頼したことで実現したものである。 さらに、国立大学法人における資金運用の制度と現状に関する情報提供は、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定状況調査（令和5年12月）で示された大臣認定未取得の法人のニーズに十分応えられるよう、国立大学法人の保有有価証券の構成を調査し、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値として「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」を試算するなど、機構において迅速に企画したことで実現したものである。 このように、本取組事例の報告会では、大学等の直近のニーズを的確に把握し迅速に企画することで、国立大学法人の戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に向けた有益な情報を極めて効果的に提供することができた。 国立大学附属病院に対しては、「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」において、病院内での複数部署の連携促進や知識の共有・向上、多様な部署の職員によるチームでの課題対処、成果の病院事務組織全体への共有を促すことで、各国立大学病院における中長期的かつ組織的な経営担当部門職員の人材養成プロセスを支援した。また、各国立大学病院事務部長へのフォローアップ調査において、「参加者が本ワークショップで得た知識や経験をどのように活用するか」との設問に対し、回答者の82.4%から「参加者から参加者以外へワークショップで得た知識や経験を共有してもらおう。」などの回答を得た。 「病院経営次世代リーダー養成塾」では、国立大学病院を取り巻く課題に対応する特別講演及びパネルディスカ	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	---	---	---

	参加大学の多くから「他大学の情報や取組を知る機会となり、大変参考になった」、「引き続き各大学の取組について教えていただきたい」などの声が寄せられた。 (業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定状況調査) 財務経営等に関する取組事例の報告会において、機構として「国立大学法人における資金運用の制度と現状」を企画するに際して、令和5年12月に業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定状況調査を実施した。 本調査を通じて、国立大学法人82法人のうち、46法人が自家運用に係る認定を取得しており、14法人が委託運用(金銭信託)に係る認定を取得していることを明らかにした。 併せて、大臣認定未取得の法人においては、他法人の資金運用状況(運用金額、債券種別等)の情報や同規模法人の資金運用事例に関するニーズがあることを把握した。 これらの結果を踏まえて、大臣認定未取得の法人のニーズに十分応えられるよう、国立大学法人の財務諸表附属明細書の分析に取り組み、令和6年1月開催の国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会における機構の説明「国立大学法人における資金運用の制度と現状」を企画した。 アー② 国立大学附属病院関係 (病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ) 国立大学附属病院における安定的な病院経営に資するよう、病院経営に係る情報の収集・分析・提供等によるソフト面からの支援として、以下に掲げる各種の事業を企画・実行した。 その際、企画会議として、病院事務部長等を構成員とする「病院経営分析検討チーム」及び同チームの下に設置される病院経営企画担当課長等を構成員とする「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ」を集合及びウェブ会議のハイブリッドで開催した。(チーム会議3回、ワーキンググループ7回) (国立大学附属病院経営分析ワークショップ) 診療報酬改定や提供する医療サービスの高度化、働き方改革による医師の勤務時間の抑制等、社会経済情勢が変化する中で、国立大学附属病院の事業継続のためには、中長期的視点に立った病院経営の重要性が高まっており、病院経営に関する戦略の企画立案に寄与できる職員の養成が喫緊の課題となっている。 このような課題意識を踏まえ、国立大学附属病院の人材養成に係る支援として、病院事務職員を対象として病院に関する様々なエビデンスに基づく経営分析と中長期の財務計画の立案・実行・チェックを行う能力の習得を図る「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」(令和5年11月21日から22日。全国国立大学病院事務部長会議総務委員会と共催)を集合とウェブ会議のハイブリッドで開催した。 ワークショップには、全体で37大学が参加した。参加人数は、代表参加者(事前課題・会場でのグループワークのいずれにも参加)72名、その他参加者(事前課題に取り組み、成果発表・総括はウェブ会議で傍聴)100名、合計172名であった。このほか、168名の傍聴者があった。 ワークショップ終了後の参加者アンケートにおいては、「グループワークを通して他大学の取組事例等の意見交換ができたことは非常に良かった」、「大学病院の経営について、各大学がどのように取り組んでいるのか	セッションを実施した。参加大学から「現役の病院長の苦労や取組について生の声を聴くことができ、大変参考になった」、「今後は学んだことをアウトプットしていきたい」などの声が寄せられた。 また、ワークショップに参加できなかった事務職員やメディカルスタッフに対しても経営マインドの醸成が図られるよう、関係団体向け地方開催ワークショップを実施した。 令和5年度から新たに開始された「新任病院長懇談会」において、病院長就任予定者が就任に際して必要とする財務・経営に関する知識の習得を支援するため、持続的な病院経営のための資金サイクルと、国の実施する施設整備費補助金、それを補完する機構の施設費貸付事業について情報提供した。病院関係者からの要請に迅速に応えた取組であり、参加者から好評を得た。 このように、附属病院の中長期的な経営人材養成機能強化、経営力強化に資する取組を効果的に実施した。 複数の国立大学法人(覚書締結大学)との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいて、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発を行った。 覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発としては、「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に取り込んだ。機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発としては、「教育研究活動に対するモニタリング・ツール」及び「財務指標と教育研究情報の連携・分析ツール」の開発に取り組んだ。 これらの取組の成果を活用しつつ「教育研究情報や資源投入に関する情報に基づく大学運営に資する指標の提供」のためのツール開発の試作に取り組んだ。 第4期中期目標期間における取組をまとめた大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書を作成し、国立大学法人へ情報提供を行った。また、令和6年3月には、現職の国立大学法人理事や民間企業経営経験者等の外部有識者を含めた成果報告会を開催し、取組成果を報告した。 以上のとおり、従来の取組を着実に実施するのみならず、①国立大学法人関係の取組としては、年度途中に生じた大学等の新たなニーズを的確に把握し、迅速に「国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会」における情報提供事項として盛り込み、国立大学法人等の期待に応えた。 ②国立大学附属病院関係の取組としては、年度途中に生じた病院関係者の新たなニーズを的確に把握し、迅速に「新任病院長懇談会」として新たに情報提供を行い、国立大学病院長会議や国立大学協会の期待に応えた。 ③加えて、新たな財務指標(常勤教員当たり外部研究費獲得額等)の試算、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値としての「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」の試算を実施するなど、
--	--	--

	を知ることができて、今後、自大学で経営改善に取り組んでいく上での参考となった。」などの意見が得られた。 また、各国立大学病院事務部長へのフォローアップ調査において、「参加者が本ワークショップで得た知識や経験をどのように活用するか」との設問に対し、回答者の82.4%から「参加者から参加者以外へワークショップで得た知識や経験を共有してもらおう。」などの回答を得た。 (病院経営次世代リーダー養成塾) 医師やメディカルスタッフを対象とした「病院経営次世代リーダー養成塾」(令和6年2月。一般社団法人国立大学病院長会議と共催)を開催した。本ワークショップは、次世代の病院執行部を担う人材の育成を目的とし、病院経営に関する基礎的知識及び国立大学病院を取り巻く課題に対応する際に役立つ実践的な知識の習得を支援するものである。参加大学から「現役の病院長の苦労や取組について生の声を聴くことができ、大変参考になった」、「今後は学んだことをアウトプットしていきたい」などの声が寄せられた。 (関係団体向け地方開催ワークショップ) 病院執行部を支える人材の養成を支援するため、全国国立大学放射線技師会が主催する全国的な研修「新任放射線技師長研修会」(令和5年6月、会場：弘前大学)において、新任の放射線技師長を対象として、経営マインドの醸成に資する講義やグループワークを実施するため、機構が委嘱した委員4名を現地に派遣した。 (新任病院長懇談会) 令和5年度からの新たな取組として、病院関係者からの要請を受け、国立大学病院長会議が主催する「新任病院長懇談会」(令和6年3月、会場：東京大学)において、機構から持続的な病院経営のための資金サイクルと、国の実施する施設整備費補助金、それを補完する機構の施設費貸付事業について情報提供した。本懇談会は、病院長就任予定者が就任に際して必要とする財務・経営に関する知識の習得の支援を目的とするものである。 (国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等) 国立大学附属病院の経営分析に係る支援として、各病院が自らの財務の安全性、効率性等を把握し経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集(「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」)について、令和6年3月に国立大学附属病院へ提供した。 (CVPシミュレータ (Cost-Volume-Profit: 損益分岐点)) 患者数や病床稼働率等のパラメータを変化させることで損益分岐点をシミュレートし、経営改善に必要な数値が算出できる経営分析ツール「CVPシミュレータ (Cost-Volume-Profit: 損益分岐点)」を各大学病院の令和4年度決算情報を基に更新し、令和5年12月に国立大学附属病院へ提供した。 イ. 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供(概要) 複数の国立大学法人(覚書締結大学)との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいて、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデ	大学にとって有用な指標の提示に取り組んだ。このように、国立大学法人の財務基盤の一層の強化、国立大学附属病院の人材養成機能の一層の強化に資する時宜に適った取組を行い、当初の目的以上の成果を上げた。 以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	--

	ル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発を行った。 覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発としては、「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に取り込んだ。機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発としては、「教育研究活動に対するモニタリング・ツール」及び「財務指標と教育研究情報の連携・分析ツール」の開発に取り組んだ。 これらの取組の成果を活用しながら「教育研究情報や資源投入に関する情報に基づく大学運営に資する指標の提供」に取り組んだ。 上記の取組を推進していくため、共同プロジェクト推進チーム会議を5回開催し、取組の進捗状況を随時確認するとともに、課題への対応を行った。 令和6年3月に第4期中期目標期間における取組をまとめた大学経営手法に関する共同プロジェクト報告書を作成し、国立大学法人へ情報提供を行った。また、令和6年3月には、現職の国立大学法人理事や民間企業経営経験者等の外部有識者を交えた成果報告会を開催し、これまでの取組の総括を行った。 イー① 覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発（研究パフォーマンス確認モデル） 覚書締結大学と連携して「研究パフォーマンス確認モデル」の開発に引き続き取り組んだ。「研究パフォーマンス確認モデル」とは、研究分野ごとにインプット（ヒト・モノ・カネ等の投入資源）とアウトプット（論文数、外部資金獲得額等の研究成果）を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するものである。 具体的には、令和5年7月、10月に試行用のモデルに基づく分析結果を覚書締結大学に提示し、大学との意見交換を行った。得られた意見を基に、分析結果の評価に係る改善点を洗い出し、モデルのブラッシュアップを図った。 イー② 機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発（教育研究活動に対するモニタリング・ツール） 機構が保有する大学に関する情報について、大学にとって有用な形でフィードバックしていく場合に参考となるモデルとなることを企図して、教育研究活動に関する複数の指標の状況の年単位でのモニタリングや、大学の強み・弱みの分析を可能とするツールを開発した。 （財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール） 機構が保有する財務情報（国立大学法人の財務）と教育研究情報（大学基本情報）を連携することで、国立大学法人の財務指標等の分析に新たな視点を導入することが可能となるツールを開発した。 イー③ 教育研究情報や資源投入に関する情報に基づく大学運営に資する指標の提供（国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等）（ア②再掲） 国立大学附属病院の経営分析に係る支援として、各病院が自らの財務の安全性、効率性等を把握し経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集（「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」）について、令和6年3月に国立大学附属病院へ提供した。	
--	---	--

	(国立大学法人の財務) (アー①再掲) 平成16年度の法人化以降、国立大学法人の財務諸表等の財務に関する情報を集計・分析し、その結果を「国立大学法人の財務」としてとりまとめ、毎年度刊行することとしている。 このため、令和5年7月に文部科学省を通じて各国立大学法人の令和4年度に係る財務諸表等のデータを収集し、12月末までに分析を行うために必要なデータの集計を行った。 令和4年度に係る財務諸表等の分析結果のうち、法人別概要財務諸表については、3月に機構の国立大学法人専用ページを通じ各国立大学法人に対して提供した。また、国立大学法人の特性別・規模別の比較や経年推移の分析、政策動向や大学のニーズを反映させた新たな財務指標(常勤教員当たりの外部資金獲得額等)の試算等を加えた確定版である「国立大学法人の財務」を令和6年3月に刊行・提供した。 (国立大学法人の財務経営等に関する取組事例の報告会) (アー①再掲) 機構からは、国立大学法人における資金運用の制度と現状について、国立大学法人の資金運用の制度、国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定の状況、投資に関する参考情報、私立大学の事例、米国の事例等から成る広範かつ詳細な分析レポートを情報提供した。国立大学法人の財務諸表から見る資金運用の現状のパートでは、試行的な取組ではあるが、各国立大学法人における運用可能資産に対する資金運用の実施割合の推計値として「寄附金債務に対する保有有価証券の比率」を示した。		
(1) ③大学ポートレート 【評価指標】 4-1-3 大学ポートレートの運用状況(参加大学数等を参考に判断) 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況(会議開催実績等を参考に判断) 【目標水準の考え方】 4-1-3 大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。	(1) ③大学ポートレート <主要な業務実績> 1. 大学ポートレートの運用 日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行った。また、大学ポートレート運営会議等の開催にあたっては日本私立学校振興・共済事業団及び関係団体と審議事項の調整等を行った。 大学ポートレートの改善に資するため、大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和5年12月に開催し、関係者から意見を聴取した。 令和6年2月の大学ポートレート運営会議では、大学ポートレートステークホルダー・ボードの意見や中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月)の提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」(令和2年1月)(以下、「教学マネジメント指針」)に示された各項目について、国公私立大学の情報公表の状況を基に、大学ポートレートウェブサイトでの新たな収集項目及び表示方法に係る方針の検討を行った。 2. 大学ポートレートの効果の検証 令和5年度の大学ポートレート参加校数は、国立大学86校、公立大学86校、公立短期大学12校、株式会社立大学3校で参加割合は91.2%である。このうち、大学ポートレート(国際発信版)の参加校数は、国立大学82校、公立大学46校、公立短期大学2校、株式会社立大学2校で参加割合は64.4%である。令和6年1月には「大学ポートレートセンター活動報告2023」を作成し、すべての国立大学、公立大学、公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。 大学ポートレートの利用を促進するため、高等学校関係者参加の行事	(1) ③大学ポートレート <評定と根拠> 補助評定：B 日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行うとともに、大学ポートレート運営会議の開催に向けて同事業団及び関係団体と共に審議事項の調整等を行った。令和6年2月の大学ポートレート運営会議では、「教学マネジメント指針」に示された各項目について、大学ポートレートウェブサイトでの新たな収集項目及び表示方法に係る方針の検討を行った。 参加校数は令和4年度より3大学増加した。大学ポートレートウェブサイト(国公私立全体)のアクセス数は令和4年度から4.1%減少したものの、国公版のアクセス数は対前年度比104%の微増となった。 運営費交付金の削減目標達成のため、システム改修事項等の精査を行い外部事業者へ委託して実施する事項を厳選した。 「国公立大学情報活用サイト」において、BIツールを用いた分析環境の提供を通じて大学情報の活用支援を行った。大学基本情報については、各種改善を行うとともに令和5年度分のデータを追加した大学基本情報分析レポートを10月に公開し、説明会を11月に開催した。作成に使用した大学基本情報のデータを11月から希望する大学に提供した。さらに、新規に作成したTableau版の分析レポートを12月に公開した。また、公立大学の参加機関に向けて新たに構築した公立大学実態調査分析レポートを4月に公	(1) ③大学ポートレート 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

	や日本学生支援機構を通じたチラシ配布、文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等の広報を行った。特に高等学校への周知を目的として、大学ポートレートを利用した授業の事例を紹介するウェブページやチラシを新たに作成した。また、新聞社に対する広報活動を実施し、従来の進学希望者や進路指導関係者にとどまらない広域な周知を行った。令和5年4月1日から令和6年3月末日までの国公私立全体のアクセス数は4,995,861件であり、うち国公立版のアクセス数は1,582,233件であった。 3. 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の検討 運営費交付金の負担割合を削減するため、システム改修事項の精査等を行い外部事業者に委託して実施する事項を厳選し、目標を達成した。 4. 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実 大学ポートレートの認証評価サブシステムの「認証評価共通基礎データ様式出力機能」において、令和4年10月施行の大学設置基準に対応するため改修を実施し、経過措置規定による改正前の大学設置基準等に基づいた「改正前基準様式」を令和5年10月に、「改正後基準様式」を令和5年12月に提供した。 令和4年度から公開しているWeb-API(外部のプログラムが直接データを取得できる連携の仕組み)において、令和5年12月に大学基本情報(2023年度)のデータを追加し、より一層の利活用推進を図った。 ステークホルダー・ボードからの意見に基づき令和4年度の大学ポートレート運営会議で決定した、国公立版と私学版で統一して認証評価の適合・不適合の結果を表示するなどの改善を、大学ポートレートウェブサイトにおいて反映した。 大学ポートレート国内版のお気に入り一覧表示機能に私立大学を表示するとともに、国公版共通の検索結果において私立大学のロゴを表示できるようにした。本件については、大学ポートレート(私学版)を運営している日本私立学校振興・共済事業団と連携の上システムの改修を進め、令和6年3月末に検証環境で動作確認を行った。 「国公立大学情報活用サイト」において、BIツールを用いた分析環境の提供を通じて大学情報の活用支援を行った。 大学基本情報については、令和4年度のリニューアル以降、各種説明会後のアンケートやメール等で寄せられた利用者の意見を基に大学選択の容易化や最適なグラフの採用等の改善を行い、令和5年度分のデータを追加した大学基本情報分析レポートを10月に公開した。また、オンラインの説明会を11月に開催し、99大学から211人が参加した。アンケートでは、本分析レポートについて5段階評価で4.1の評価を得た。さらに、現在公開しているPower BI版に加え新規に作成したTableau版の分析レポートを12月に公開した。 公立大学協会からデータの提供を受けて新たに構築した公立大学実態調査分析レポートを、大学ポートレートに参加する公立大学に向けて4月に公開した。本レポートの説明会をオンラインで6月に開催し、48大学から117人が参加した。アンケートでは、本分析レポートについて5段階評価で4.3の評価を得た。さらに、公立大学協会から令和5年度のデータの提供を受け更新した本分析レポートを令和6年3月に公開した。 利用者が自らより柔軟に分析を行えるよう、大学基本情報分析レポート作成に使用した大学基本情報のデータを11月から、希望する大学に提供した。	開し、説明会を6月に開催した。加えて、令和5年度のデータを基に更新した本分析レポートを令和6年3月に公開した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	---	--

	(1) ④評価機関との連携 【評価指標】 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。	(1) ④評価機関との連携 <主要な業務実績> 認証評価機関14機関により構成される認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会（3回）及び同ワーキンググループ（3回）をオンラインで開催するとともに、同協議会の下、令和5年4月に評価担当職員研修を1日目はオンライン形式の講演、2日目は対面形式のグループディスカッションにより、初めて2日間にわたって開催した。研修終了後のアンケート結果（回答率63.2%）では、研修の必要性4.47（※）、今後の業務への有用度4.37（※）、研修全体の満足度4.08（※）と比較的高く、参加者からおおむね肯定的な評価が得られた。 （※）5段階評価の平均値 同協議会のウェブサイトにおいて、令和5年4月に令和4年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表した。 また、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について、同ワーキンググループでオンラインによる審議を行い、様式を確定後、各機関に提供した。 さらに、機関別認証評価機関5機関による機関別認証評価制度に関する連絡会に参画した。当連絡会は、主催機関を5機関持ち回りとしており、前年度までの開催数を踏まえ、参加機関で検討した結果、令和5年度は3回の開催となった。 認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。また、同協議会及び同ワーキンググループにおいて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「審議まとめ（令和4年3月）」への意見等を取りまとめ、10月の協議会（第29回）において確定し、11月に文部科学省へ提出した。	(1) ④評価機関との連携 <評定と根拠> 補助評定：B 認証評価機関連絡協議会（3回）及び同ワーキンググループを（3回）開催するとともに、令和5年4月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいておおむね肯定的な評価が得られた。 持ち回りで開催した機関別認証評価制度に関する連絡会に3回参画した。 認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。さらに、同協議会において、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「審議まとめ」への意見等を取りまとめ、文部科学省へ提出した。 また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和4年度における各認証評価機関の評価結果を公表した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(1) ④評価機関との連携 補助評定：B <補助評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
	(2) ①国際的な質保証活動への参画 【評価指標】 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況（交流実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。	(2) ①国際的な質保証活動への参画 <主要な業務実績> 1. 国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との連携 国際的な質保証ネットワークの会合参加、機構と覚書を締結している海外の質保証機関とのミーティングや評価活動への協力等、各種の連携活動を通じて機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の取組に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な連携強化を図った。特に、高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）では、日本の質保証の現状等について対面会合及びウェビナーで計3回の発表を行った。また、マレーシアの質保証機関や台湾の公的機関との対面ミーティングでは日本の質保証制度や機構の認証評価について情報提供を行った。 2. 諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供 ウェブサイトを通じた国内向け情報提供として、諸外国の質保証機関との連携や個別の情報収集を通じて得た各国の高等教育質保証動向につ	(2) ①国際的な質保証活動への参画 <評定と根拠> 補助評定：B 国際会議や個別の協力活動を通じて国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との情報交換・連携活動を積極的に行った。 ウェブサイトでの発信、大学質保証フォーラム開催等の各種の取組により、諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供を行った。大学質保証フォーラムについては参加者から好意的な意見が多く寄せられるなど一定の満足度を得ることができた。 国際質保証制度設計業務については有識者や大学コンソーシアムから専門的・実務的な意見を幅広く収集し、共通質保証基準の具体的な検討に活用するなど、本業務を着実に進めた。	(2) ①国際的な質保証活動への参画 補助評定：B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・国際質保証制度設計業務における共通質保証基準づくりについては、アジアの大学に幅広く活用される基準となるよう、日中韓の連携に加え、ASEAN 諸国のカウンターパート機関等との意見交換を十分に行うことが期待される。

	いて、日本語で作成した記事の特設サイト「QA UPDATES」に掲載した。また、これらの記事を国内の高等教育関係者に広く周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。 令和5年9月に大学質保証フォーラム「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して開催した。海外（米国・英国）及び国内の登壇者が東京の会場に参集し、オンラインで配信した。入念な準備と幅広い周知活動により、国内外から435人の参加（視聴）があった。参加者アンケートでは、「とても良かった」又は「良かった」との回答が71.7%（※）となり、「海外と日本の状況やデータに対する考え方を知ることができた」、「パネルディスカッションの論点がまとまっていて有意義だった」といった好意的な意見が多く寄せられた。 また、フォーラムの翌日には対面の公開研究会を開催した。機構内外から32名が参加し、米国・英国のデータ基盤の詳細について理解を深めた。（※）満足度は5段階で調査。回答数159件。 3. 国際質保証制度設計業務 文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組み、様々な関係者との協議等を経て共通質保証基準（案）をとりまとめた。 具体的には、本制度設計の中心となる共通質保証基準の素案に対して専門的・実務的な観点から広く意見を得るため、令和5年5月・12月に「国際質保証制度設計に関する有識者会議」を開催するとともに、同年7～9月に「キャンパス・アジア」採択大学コンソーシアム（20件）を対象にオンラインアンケート調査を実施した。収集した意見は基準の内容の精査に活用し、基準（案）としてとりまとめた。また、国際的な共同教育プログラムの実態把握のための採択大学コンソーシアムに対する聞き取り調査に向けた準備を進めた。これらの取組について、韓国の質保証機関と実務者会議を通じて協議するとともに、中国の質保証機関と随時情報提供を図った。	以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<その他事項> －
（2）②資格の承認に関する調査及び情報提供 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。	（2）②資格の承認に関する調査及び情報提供 <主要な業務実績> 1. 日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関（大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校）の一覧について、最新版を掲載するとともに、次年度の掲載に向けて関係の高等教育機関や公的機関への調査・情報収集を実施した。 海外の国内情報センター（NIC）等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。 また、海外のNIC等主催セミナーでの発表やアジア太平洋地域のNICネットワーク会合への参加を通じて、日本の教育制度等に関する国際発信を行った。 2. 外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供 関係各国のNIC等のウェブサイトや国際会議への参加を通じて、外国の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集し、NIC-Japanウェブサイトを通じて国内の高等教育関係者に提供した。特に、「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が令和5年3月に発効したことを受け、世界	（2）②資格の承認に関する調査及び情報提供 <評定と根拠> 補助評定：B ウェブサイト発信、国際会議での発表、セミナーシリーズの開催等により、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく日本のNICとして不可欠な国内外の高等教育制度等の情報提供を着実に実施した。 また、APNNICの諸活動を通じて国際的な資格承認に関する議論に積極的に参画するとともに、海外のNICとの個別のミーティング等によりNIC間の連携を深めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	（2）②資格の承認に関する調査及び情報提供 補助評定：B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	規約締約国の教育制度や高等教育機関一覧のリンク集を国別に整備した。また、中国の高等教育制度等を網羅的にまとめた「中国の高等教育・質保証システムの概要（第2版）」を令和6年3月に刊行した。 主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。 また、国内の高等教育関係者を主な対象としたNIC-Japanセミナーシリーズとして、中国及びマレーシアの各教育制度・高等教育資格をテーマに計2回オンラインで開催した。 3. 海外のNIC等との連携 日本のNICとして加盟しているアジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）については、令和5年11月にタイで開催された第3回会合に参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論に参画した。また、同年12月以降はAPNNICの第一副議長として議長団会合に出席し、APNNICの将来計画について協議を行った。 このほか、韓国高等教育情報センター（KARIC）主催国際オンラインフォーラムでの発表、ニュージーランド及び中国の各NICとの対面ミーティング等により、海外のNICとの連携を深めた。 4. NIC-Japanの周知活動・ウェブサイト運営 国内外へのNIC-Japanの周知活動について、日本学生支援機構（JASSO）主催の日本留学フェア（アジア各国及びオンライン）や外国人学生のための進学説明会でのNIC-Japan紹介スライドの提供等、様々な機会を活用して実施した。 NIC-Japan ウェブサイトについては、上記の国内外の高等教育制度等に関する情報のほか、セミナーシリーズの講演資料、活動ニュース等の各種情報を随時掲載・更新した。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	5 調査研究 (1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業 レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業 レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	基準値 (前中期 目標期 間最終 年度値 等)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究														
機構の事業 への成果の 活用	事業への成果の移 転(事業実施・検証 資料等)	2件	2件	8件	7件	5件	6件	4件	予算額（千円）	297,635	364,947	353,225	402,855	359,566
	事業関連説明会等 における情報提供	10件	8件	49件	56件	44件	51件	32件	決算額（千円）	288,104	298,734	294,837	340,944	382,632
	事業協働研究会・ 研修会等	1回	1回	4回	4回	12回	22回	24回	経常費用（千円）	302,943	285,409	316,571	334,979	397,330
社会への成 果の提供	研究会・研修会等	10回	6回	3回	0回	5回	3回	4回	経常利益（千円）	14,671	12,007	14,913	10,220	△19,498
	一般向け手引書・ 講演等	2件	1件	2件	4件	1件	3件	11件	行政コスト（千円）	395,708	308,540	339,552	357,960	420,233
調査研究の 成果の公表	学術論文等	8編	6編	11編	12編	13編	16編	17編	従事人員数（人）	15.3(1)	15.2(2)	16.2(1)	17.3(2.3)	18.3(2)
	学会発表等	20件	15件	26件	10件	17件	19件	14件						
	報告書等	1編	1編	2編	1編	3編	2編	2編						
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究														
機構の事業 への成果の 活用	事業への成果の移 転(事業実施・検証 資料等)	5件	3件	7件	8件	15件	17件	13件						
	事業関連説明会等 における情報提供	5件	3件	6件	4件	5件	5件	6件						
	事業協働研究会・ 研修会等	1回	1回	0回	1回	5回	6回	4回						
社会への成 果の提供	研究会・研修会等	1回	1回	1回	1回	1回	2回	3回						
	一般向け手引書・ 講演等	1件	1件	7件	10件	7件	3件	1件						
調査研究の 成果の公表	学術論文等	3編	2編	5編	2編	6編	4編	3編						
	学会発表等	4件	3件	3件	1件	4件	8件	10件						
	報告書等	1編	1編	0編	0編	1編	0編	0編						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		<評価> 評価：B <評価根拠> 令和5年度に中期計画の「5 調査研究」における実施状況について、各項目の評価を考慮した結果、当該項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を「B」とした。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 【評価指標】 5－1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 5－2 社会への調査研究の成果の提供状況 5－3 研究成果の公表状況 【目標水準の考え方】 5－1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。 5－2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。 5－3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書数等を参考に判断する。	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 <主要な業務実績> ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 【国立大学法人の財務情報と非財務情報の統合的な活用方法に関する調査研究】 財務データと非財務データを関連づけ、教育及び研究のパフォーマンスを定期的に確認するモデルの開発を進めた。研究のパフォーマンスについては、この取り組みに参加している2大学から更新用データの提供を受け、モデルのデータをアップデートし、分析方法を改善した試行的なアウトプットを作成した。このアウトプットについては、大学側の内部意思決定に役立つ解釈を付し、大学側の実態に照らして検証した。そして、この取り組みへの参加の裾野を広げるため、国立工業大学学長懇談会でこれまでの成果等について説明した際に情報提供を行った。 また、機構に蓄積されたデータを用いて、教育、研究のパフォーマンスを設置者、専攻分野が共通する学部・研究科等の間で相互比較する仕組みの開発にも継続して取り組んだ。そして、この仕組みの利用者が個々の目的に合わせて柔軟な活用ができるように、Web上でBIツール化を図った。 さらに、国立大学の財務分析指標と教育、研究関連指標の相関・因果関係を確認するデータサイエンス的な研究も継続して実施した。 上記の一連の取り組みは、質保証連携における「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」のうち「国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供」とも密接に関連するものであり、大学連携・支援部と研究開発部との連携のもとに実施された。令和5年度までの成果について報告書にまとめ刊行するとともに、報告会にて報告を行った。 【国立大学法人を主対象としたガバナンスとマネジメントに関する調査研究】 令和3・4年度に、大学内部での目標・計画管理、評価システム、予算制度の実態把握を目的として、研究開発部の「質保証に係る国内外の連携に関する調査研究」と共同でインタビュー調査及びアンケート調査を実施した。続く令和5年度については、文部科学省の財務分析上の分類でG	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 <評価と根拠> 補助評価：B 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 補助評価：B <補助評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	グループに属する国立総合大学 25 校に対して、令和 3・4 年度と同趣旨の内容を設問とするアンケート調査を実施した（回答：24 校）。なお、令和 4 年度の調査の成果については、令和 5 年度中に国内学会で報告し、論文を学術誌に発表した。また、令和 5 年度の調査の成果については、集計結果を報告書に掲載した。 国立大学法人会計基準の改訂動向について継続的に研究を進めた。具体的には、大学連携・支援部と研究開発部の連携のもとで実施する『国立大学法人の財務』刊行事業において、会計基準改訂の影響を確認し、対応した。これらの調査・研究及び検討の結果は、令和 5 年度版の『国立大学法人の財務』に反映した（令和 6 年 3 月刊行）。また、第 1～3 期中期目標期間における国立大学法人の貸借対照表の変化について、大学の類型別に比較分析した研究成果を国内学会で報告した。続いて、同期間の損益計算書の変化についても論文にまとめ、報告書にテーマ別論考の 1 つとして掲載した。さらに法人化以降の国立大学の制度・会計・財務状況に関する論点と変遷を論文として学術誌に発表した。 機構内外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を令和 5 年度内に 7 回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考、及び上記の国立総合大学を対象とした令和 5 年度のアンケート調査の集計結果を掲載した報告書を刊行した。 そのほか、上記の一連の取り組みに関連して、高等教育関係のセミナーで報告を行った。 ② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 【我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討】 評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働し、国立大学法人評価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評価支援のためのデータ・指標の可視化のための分析を行った。令和 4 年度に実施した評価に係る具体的な事例の蓄積を行い分析を加え、分析結果は、国立大学教育研究評価委員会、委員会WGにおける第 4 期国立大学法人評価の評価方法の設計に反映された。 また、評価支援のためのデータベースの活用状況について米国にて調査を行った。 【過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討】 評価事業部評価支援課と研究開発部が協働し、大学機関別認証評価について、内部質保証を始めとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例の蓄積を行い分析を加えた。これらの結果は令和 5 年度以降の第 3 巡目の認証評価の実施及び第 4 巡目の認証評価の設計に活用された。 大学機関別認証評価を実施する 3 機関の 1、2 巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析し、3 評価機関の評価結果報告書ファイルの構造化変換作業を進めた。 以上の調査、分析の成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用された。 【多様なメディアを用いた教育の質保証に関する研究】 令和 4 年度に作成した「法科大学院におけるメディア授業の展開におけるアンケート調査報告書」において検討された、オンデマンド型授業に関する具体的な指針等を含めた、いわゆるメディア告示に関する法令適合性について、評価事業部評価支援課と研究開発部が協働し、令和 5 年度		
--	--	--	--

	に実施された 4 巡目の法科大学院認証評価11対象校に対し、各大学の取組状況の実態を調査した。 【機構が実施する国立大学法人評価の検証】 評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働し、法人及び評価者を対象とした第3期国立大学法人評価の検証アンケートの作成と実施を行い、分析を通じて評価の適切性の検証を行った。 また、第1期から第3期までのアンケートに対する法人の回答の経年的な推移についても統計的な比較分析を行った。 以上の分析結果は、評価に関する検証WGの資料として用いられ、第4期国立大学法人評価の評価方法の設計へ向けた資料として活用するとともに、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書として公表し、経年的な分析の結果は学会発表等において公表した。 【機構が実施する認証評価の有効性に関する調査研究】 評価事業部評価企画課、及び評価支援課と研究開発部が協働し、令和4年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校16校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校2校）、法科大学院認証評価（対象校5校）及び各評価者を対象として遂行し、その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。 【評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明】 令和4年度に作成した内容的妥当性に配慮した「評価疲れ」測定尺度の結果を用いて評価疲れについての概念整理を行うとともに、尺度の構成概念的妥当性と再検査信頼性を検証するための実験を行った。699名の一般の評価に関連する職業従事者を対象として、ストレス尺度、社会的不安測定尺度等も含めて評定実験を実施した結果、十分な構成概念的妥当性と再検査信頼性が確認された。また、大学評価コンソーシアムの協力により、大学評価担当者を対象に「評価疲れ」測定尺度を用いて調査を行い、大学評価の現場の評価疲れの特性について分析を行った。 非言語情報に基づく評価疲れの測定手法の開発として、評価の面談時における顔表情の動作解析を行った。令和4年度に分析した個別面接のデータに加え、集団での面接実験データを対象として分析した結果、被評価者の特定の表情と面接者の評定値に相関が見られた。さらに、就職活動を想定した面接評価の実験を追加実施し、発話内容等との関連を含めた分析を行うことで、結果の信頼性を検証した。 以上の実験結果の解釈のため、「評価結果の検証に基づく『評価疲れ』の解明」研究会を外部委員を委嘱して組織し、大学のIR室等の現場における状況との関連を中心に議論を行った。これらの成果は、文部科学省科学技術・学術政策局主催の研究開発評価人材育成研修、機構が主催する研究報告会、関連学会のシンポジウム等の発表、論文等を通じて広く公表した。 ③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 【質保証に係る人材育成プログラムの開発】 高等教育と職業教育の接続を容易にするために短期の学修履歴を証明するマイクロレデンシャルの動向及びその質保証と資格枠組みに関して、外部委員3人とオブザーバー2人を含む「横断的質保証研究会」において2か月に1回のペースでウェブ会議で議論した。また、この研究会での検討をもとに、評価事業部評価企画課と研究開発部が協働し、高等教育		
--	---	--	--

	機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を年3回、オンラインで開催した。特に第3回は外部委員の協力のもと、労働政策研究・研修機構（JILPT）との共同開催として行った。 研究会での議論の成果として、教育資格枠組みの試案を質保証ポータルサイトに掲載した。また、研究会内外で有識者と情報交換を行い、マイクロクレデンシャルや学位の電子証明サービスを提供するために必要なデータフレームワークについて検討した。 これらの内容について、国内学会で発表し、学術誌に論文を発表した。また、研究会での調査内容をまとめた報告書作成に着手した。 【国際共同プログラムの質保証に関する研究】 キャンパス・アジアのプログラムに対するモニタリングの実績を踏まえ、アジア全域の大学間交流の質保証に寄与するために国際共同プログラムの質保証に関する調査研究を評価事業部国際課と研究開発部との協働で遂行した。中国及び韓国の質保証機関との連携の上で質保証共同基準を開発するため、基準の骨子を作成してキャンパス・アジア傘下のコンソーシアムを対象としたコメントの収集を完了し、基準の調整を遂行した。この基準を用いた、試行的評価に相当する聞き取り調査の準備を日本側の有識者会議のメンバーを中心に行った。併せて韓国の質保証機関と合同で基準の内容の確認と修正を行い、また同様の作業を中国の質保証機関を交えて行う準備を整えた。 【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】 ドイツ、豪州、米国、台湾等の高等教育システムにおける質保証の実態と新たな方式に関する調査・分析を目的として、諸外国におけるセルフアクレディテーション等の実態について国際的な事例の比較検討を行った。その成果について執筆した論文が学術誌に掲載された。また、ニュージーランド資格庁（New Zealand Qualifications Authority: NZQA）の最高責任者（Chief Executive）の来訪に際し、日本の高等教育の認証評価制度について説明するとともに、ニュージーランドの質保証制度に関して情報交流を行った。 【高等教育におけるNPMのあり方の国際比較に関する研究】 日本の高等教育におけるNPM（New Public Management）のあり方を調査するため、研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」と共同で、令和5年度に財務分析上の国立大学分類でGグループに属する24校の国立大学法人にアンケート調査を行った。関連して、ドイツにおける大学統御の制度について共著書を刊行し、ドイツにおける大学の合議的経営体に関する論考を報告書にて発表した。さらに、国内学会の公開セミナーでドイツにおける研究費ファンディングについて発表した。 ④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究 【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】 機構が保有する財務情報（国立大学法人の財務）と教育研究情報（大学基本情報）を連携することで、国立大学法人の財務指標等の分析に新たな視点を導入することが可能となる対話型可視化ツールの改良を継続的に行った。国立大学の財務諸表及び財務指標、各種の研究教育情報についてのデータ分析方法の検討として、相関性の検討、多変量解析（大規模主成分分析における固有値分布及び近似評価の考察）、指標選択・生成方法等を、データサイエンス的な手法に基づいて行い、成果の一部を国内学会及び国際会議において継続的に発表した。		
--	--	--	--

	機構が保有する大学に関する情報について、大学にとって有用な形でフィードバックしていく場合に参考となるモデルとなることを企図して、教育研究活動に関する複数の指標の状況の年単位でのモニタリングや、大学の強み・弱みの分析を可能とするツールを開発した。教育、研究の指標を専攻分野等が共通する学部・研究科等の中で柔軟に相互比較をする Web 上での BI ツールの改良を継続的に行った。 以上の一連の取り組みは、研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」及び質保証連携における「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」のうち「国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供」とも密接に関連するものであり、大学連携・支援部と研究開発部との連携のもとで実施された。令和5年度までの研究開発の成果を報告書にまとめて刊行した。 高等教育に係る文書情報の分析に関する研究として、これまで分析手法として検討してきた深層学習（Character-Level CNN）の特性をさらに検討した。研究成果を国際学会誌に発表した。 これまで開発してきた大学の教育研究や財務等の情報活用と公開に係る Web API 機能のさらなる検討と開発を行った。 【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】 これまで開発してきた国立大学教育研究評価に係るシステム（文書管理システム等）の再構築の検討を行った。国立大学法人評価の第4期データ分析集の見直しについて検討を行い、国立大学法人評価のための基本データシステムの開発の検討を評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部が協働して実施した。 大学ポートレート運用・保守業務について仕様策定等を評価事業部評価企画課と研究開発部が協働して実施した。 【大学改革支援情報基盤の構築】 大学評価、大学ポートレート、及び質保証連携の各事業において、大学から提供を受けた様々な資料・データを、評価や支援のための基礎的な情報として活用できる情報基盤を構築することを目的に、事業で利用されている情報基盤の分析と新たな情報基盤の構築に向けた検討を進めた。現行の情報基盤の分析をもとに、新たな情報基盤において取り扱うべき情報アーキテクチャを示し、現行のデータ収集・管理における問題点と解決方法を検討した。情報の表示のあり方についてプロトタイピングを通じた検討を行った。加えて、先導的な海外の事例（英国 Jisc 等の情報基盤）について訪問調査を行った。これらの活動は、令和5年度の大学質保証フォーラムのテーマ「高等教育情報のデータ・サイエンス：データ基盤の構築とその活用に向けて」の設定と海外関係機関からの講演者招へいによるフォーラム開催（令和5年9月）に繋がり、その後の事業システムの構築に対する助言に活かされた。また、情報の統合の問題を取り上げ、技術的な解決方法を検討した。これらの活動は、研究開発部と大学ポートレートセンター事務室との協働において基礎となる知見であり、職員との対話を通して影響を与えることができた。そして、公立大学実態調査データの BI ツール化について、職員と共に対外発表することにつながった。情報の統合の問題については、継続的にデータベース分野における新たな方法の提案と機構における次期中期目標・中期計画の事業内容を勘案して技術的な解決方法の検討を進めた。 ⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告	
--	--	--

	書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第25号を令和6年3月に刊行した。本号には招待論文1編、論文2編を収録した。『大学改革・学位研究』は、オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。		
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 【評価指標】 5-1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 5-2 社会への調査研究の成果の提供状況 5-3 研究成果の公表状況 【目標水準の考え方】 5-1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。 5-2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。 5-3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ ① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 【学位の要件となる学習の体系性と学習の成果の評価に関する研究】 高等教育機関が生涯学習の一翼を担い、社会人に対する継続教育を提供するうえで必要な条件整備を検討するため、学位課程における学修と職業経験の成果の評価(単位化)の関係についてドイツと米国を例に文献調査を行った。関連して、ドイツの高等教育機関、連邦職業教育研究所、商工会議所を訪問し、大学教育の修了資格である学位と職業教育訓練の修了資格である職業資格の双方の取得を可能とする学修形態の最新動向を調査した。また、研究開発部の「機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究」の下で遂行した「機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出」の結果とあわせて、機構の単位積み上げ型学士の学位授与制度における学習の成果の評価に係る今後の課題を検討した。 日本の大学の質保証における設置認可と認証評価の関係、及び認証評価機関の役割と課題に関する論考を学会の国際学術大会で発表した。 【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】 国際的な人の移動の促進に対応した、各国の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、高等教育資格の国際的な承認に関する情報の収集・分析・公表に関わる調査を行った。その過程で評価事業部国際課と研究開発部の協働で開発した日本の教育資格枠組みを試案として公表したほか、資格枠組み開発の国際的な状況について国内学会で報告した。また、外国で取得された高等教育資格の承認に対する東京規約、世界規約の影響について国際会議・研究会で報告したほか、日本の単位累積加算制度やマイクロクレデンシャルに関する動向について国内学会と国際会議で発表した。さらに日本の医療系の資格の取得要件及び実態について、評価事業部国際課と研究開発部が協働して国際会議で発表した。 令和5年度大学質保証フォーラム「高等教育情報のデータ・サイエンス: データ基盤の構築とその活用に向けて」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して企画し、司会進行を担当した。 評価事業部国際課と研究開発部の協働で、令和5年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」として、中国とマレーシ	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	アに関するオンラインセミナーを企画し実施した。 大学設置基準の改正に伴い、機構が発行する『高等教育に関する質保証関係用語集』の日英両版につき、評価事業部国際課と研究開発部が協働して改訂のための検討と作業を行い刊行の準備を整えた。 【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】 外国での学習履歴を持つ学習者からの照会等に対して4件（アメリカ1件、中国1件、香港1件、ベトナム1件）の調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数）を確認し、管理部学位審査課を通じて本人に結果を通知した。 ② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 【学士の学位取得を目指す申請者への学修支援の検討】 これまでの学位授与事業を再検討・総括し、今後の学位授与事業の改善に繋げるために、令和2年度末から開始した学位研究WGを令和6年3月末までに11回（通算42回）開催し、客員教員の協力も得て、課題の整理と学位授与事業の改善に向けた議論を進めた。申請案内書「新しい学士への途」に記載されている学位授与制度と申請要件の一層の周知を図るため、リーフレットやウェブサイトの構成の改善と、広報対象の拡大について、管理部学位審査課と研究開発部の連携のもとに検討した。それに基づき、「新しい学士への途」令和6年度版発行に向けて記載内容の精査・改定を行った。 申請者による既修得単位等のデータ入力を自動化し、取得した学位にデジタル証明書を付与して国内外での通用性を高める方法について、情報整理を行った。中国で開催された国際会議（2024 World Digital Education Conference, 2024 世界数字教育大会）に参加し、教育データ共通プラットフォーム構築の動向について情報収集を行った。また、学位と卒業証書のデータベース管理機関（CSSD: Center for Student Services and Development、教育部学生服务与素质发展中心）を訪問し、学修歴の通用性担保に向けたシステム設計について検討した。 【学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証】 平成27年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（特例）に関して、令和4年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析し、その結果をもとに、特例適用専攻科に共通する問題点と個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の承認を得て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。 学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査の改善を図るため、特例適用専攻科へのインタビュー調査結果や学修総まとめ科目の実施状況の審査における専門委員の意見、学位授与事業に係る教職協働WGでの検討等を踏まえ、令和4年度までに作成した、履修計画書の提出時期の変更、及び履修計画書と成果の要旨等の記載項目の変更に関する具体案を、令和5年度に確定させた。また、履修計画書と成果の要旨等を審査する際のGUI（Graphical User Interface）の設計を行った。 さらに、特例適用専攻科の各専攻向けに管理部学位審査課と研究開発部が協働して説明会を開催し、改正に伴う申請書類の提出時期の変更、改正		
--	---	--	--

	内容の留意点、履修計画書と成果の要旨等の様式変更について説明した。あわせて学士の学位の授与に係る特例に関する規則の改正案を作成し、同規則の改正（令和5年9月）を踏まえ、令和6年度からの施行に向けて教職協働で準備を進めた。 【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】 管理部学位審査課と研究開発部が協働して、国公立大学が授与した学位に付記する専攻分野の名称に関して調査、分析、公表を行った。令和4年度に全国の大学で授与された学位の付記名称の調査結果を分析し、各々の種類が学士723種類、修士703種類、博士463種類であることを確認し、集計結果をウェブサイト上で公表した。さらに令和5年度の実態を調査すべく、同調査の記入要領の見直しと更新を行ったうえで管理部学位審査課及び管理部総務課と研究開発部が協働して調査票を发出し、回収されたデータの分析に着手した。また、分析に伴い発見された学校基本調査の調査支援データの問題点をリスト化し、文部科学省へのフィードバックの準備を整えた。 【機構の学位取得者と退任専門委員への直後調査による学位授与事業の検証】 令和4年度10月期及び令和5年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と管理部学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（令和4年度10月期546人、令和5年度4月期223人）への学位取得直後アンケートの結果（令和4年度10月期回答者数401人、回答率73.4%、令和5年度4月期回答者数178人、回答率79.8%）を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（令和4年度10月期2,293人、令和5年度4月期16人）への学位取得直後アンケートの結果（令和4年度10月期回答者数908人、回答率39.6%、令和5年度4月期回答者数6人、回答率37.5%）の分析を行い、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているとの結果を得た。 これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の令和4年度退任専門委員への自由記述によるアンケート（対象者数39人）を実施し、令和5年1月までに23票の回答を得た。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と管理部学位審査課で検討した。 「令和5年度学位審査会専門委員協議会」を管理部学位審査課と研究開発部の協働の下にオンラインで開催し、新任の専門委員（出席者数27人）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。 【機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出】 30年にわたる学位授与事業の検証と課題抽出という趣旨のもと、令和4年度に実施した、単位積み上げ型の学士の学位授与制度により学士の学位を授与された約6万人に対して、その動機、効果、課題を明らかにするためのアンケート調査（令和4年11月～令和5年2月）の結果を整理した。その回答データ2,757票のクリーニング等を行うとともに、回答者の属性情報（全申請データ）と対応させたデータを作成した上で、調査の結果を整理する作業を進めた。調査結果の一部を、学位取得の動機、学位取得者のキャリア及び大学院進学への効果に着目してまとめ、国内学	
--	---	--

	会で発表を行った。 また、質問紙調査で得られた回答データをもとにインタビュー調査の対象者を 56 人抽出し、うち 27 人に対してインタビューを実施した（令和 5 年 10 月～令和 6 年 1 月）。 以上の結果は、機構が主催する研究報告会で成果報告を行った。 【学位審査業務のデジタル化に向けた AI 支援プロトタイプアプリの開発研究】 学位授与事業における情報処理作業のシステム化のための要素技術として、教員業績情報等の視認性の向上及びシラバスから科目判定を支援するアプリケーションの開発を継続した。前者に関しては、教員調査データの具体的なデジタル化方法について検討し、所定のエクセルファイルに変換するためのツールを開発した。後者に関しては、その中心的手法である「科目分類支援システム」にとって重要なシラバスデータの拡充を行った。そこでは主として、PDF ファイルからのテキスト抽出と、抽出されたテキストのエクセルファイルへの転記を行った。 これらのデータをもとに、さまざまな専攻の区分に対して科目分類支援システム用の学習モデルを作成し、「科目分類支援システム」の試行を進めた。 【機構の学位授与事業におけるアカデミック・インテグリティ向上のための調査研究】 学位授与事業における専門委員の学位審査業務の改善に結び付ける技術の開発を目的として、小論文試験問題作成時の参考情報として学修成果（レポート）の「倫理的配慮」に関する適切性の判定結果を利用する手法の開発と試行を継続した。他のレポート等との類似性に関する検討においては、iThenticate を利用した類似性指数（iSI）評価を行い、令和 3 年度に見出した「幕乗則」の特徴に沿って解析を行うとともに、確定した合否判定に基づいて、専門分野毎の特徴の抽出などの解析を行った。個人情報に関する倫理的配慮の適切性検出に向けた取組では、学修成果に対する文書解析の前段階として、専門委員による適切性判定結果を基に、個別の学修成果に対するサンプリング解析を行い、検出方法の設計とアプリ開発・最適化について検討を進めた。また、生成 AI などの手法を利用し、学修成果を構成する文章の特徴から推定される著者数（推定著者数）をインデックスとして用いるレポートの不適切性判定に関する予備的調査を行った。 【生成 AI を用いた学修成果の評定支援と学修支援システム開発に向けた検討】 剽窃チェッカーを用いた学修成果（レポート）の判別により、学修成果と小論文試験の解答に基づく総合判定を予測する研究成果を発展させた。また、独学者の探求学習を補助するツールとしての生成 AI の活用法について調査を行い、学修支援アプリケーションの開発を検討した。 研究の内容は国際会議にて口頭発表し、また学術誌に投稿した。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第 25 号を令和 6 年 3 月に刊行した。本号には招待論文 1 編、論文 2 編を収録した。『大学改革・学位研究』は、	
--	--	--

		オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。 各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6	6 大学・高専成長分野転換支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業 レビュー	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業 レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期 目標期 間最終 年度値 等)	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 度			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成金の交 付の実施状 況等	交付件数(支援 1) ※ () は延べ件数	- (令和 14 年度まで に 250 件 程度)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0) ※公募 開始前 のため	令和 5 年 度公募 67 (67)	予算額 (千円)	-	-	-	7,566	4,700,375	
	交付件数(支援 2) ※ () は延べ件数	- (令和 7 年度まで に 60 件程 度)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0) ※公募 開始前 のため	令和 5 年 度公募 51 (51)	決算額 (千円)	-	-	-	3,493	5,265,671	
	申請件数(支援 1) ※ () は延べ件数	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0) ※公募 開始前 のため	令和 5 年 度公募 67 (67) 令和 6 年 度公募 62 (129)	経常費用 (千円)	-	-	-	15,317	5,265,018	
	申請件数(支援 2) ※ () は延べ件数	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0) ※公募 開始前 のため	令和 5 年 度公募 57 (57) 令和 6 年 度公募 43 (100)	経常利益 (千円)	-	-	-	0	0	
										行政コスト (千円)	-	-	-	15,317	5,265,018
									従事人員数 (人)	-	-	-	2.4(0)	21.0(1)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
【評価指標】 6 助成金の交付の実施状況（公募・審査状況、実施件数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 6 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付を適切に行ったか、公募の実施状況、申請件数、交付件数、交付の審査状況等を参考に判断する。		<評価> 評価：B <評価根拠> 令和5年度における「6 大学・高専成長分野転換支援」の実施状況について、各項目の評価を考慮した結果、当該項目全体で、中期計画どおり、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を「B」とした。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
	（1）実施体制の整備 <主要な業務実績> 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三の規定に基づき、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文科科学大臣決定）（以下「基本指針」という。）に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、令和5年4月13日付で文科科学大臣より認可された。 実施方針に基づき、大学の学長等から構成される大学・高専機能強化支援事業選定委員会及び特定の専門事項について分担させるための部会（以下「選定委員会等」という。）を設置するほか、専門の事務組織として助成事業部を設置し、助成事業の適切な実施体制を整備した。 また、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握（フォローアップ）のため、選定委員会においてフォローアップ要項等を決定した。	（1）実施体制の整備 <評価と根拠> 補助評価：B 実施方針に基づき、外部の有識者から構成される選定委員会等及び専門の事務組織として助成事業部を設置し、助成事業の適切な実施体制を整備した。あわせて、交付対象となった大学等における取組の実施状況の把握のため、選定委員会でもフォローアップ要項等を決定した。 以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	（1）実施体制の整備 補助評価：B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
	（2）助成金の交付 <主要な業務実績> 令和5年度大学・高専機能強化支援事業の公募を令和5年4月18日に開始し、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（以下「支援1」という。）及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（以下「支援2」という。）について次のとおり申請があった。 （単位：機関）	（2）助成金の交付 <評価と根拠> 補助評価：B 令和5年度大学・高専機能強化支援事業の公募の結果、支援1については67機関、支援2については51機関を選定し、ウェブサイトを選定結果を公表した。概算払を希望する助成事業者に対し、助成金を交付した。	（2）助成金の交付 補助評価：B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	

		(3) 大学等への情報提供 <主要な業務実績> 支援1に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する機能強化会議を2月7日に開催し、当該大学等の相互の連携や情報提供・助言等のため、文部科学省、産業界の有識者による講演及び新たな時代のニーズに応じた学部学科の開設や理系の女子学生増等の大学改革の取組を行った大学による事例発表等を行った。 初の開催となった今回は、令和5年度公募で支援1に選定された67大学から163名のほか、支援2に選定された大学及び日本学術振興会の実施する地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に選定された11大学から16名が参加した。	(3) 大学等への情報提供 <評定と根拠> 補助評定：B 支援1に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する機能強化会議を開催し、文部科学省、産業界の有識者による講演及び新たな時代のニーズに応じた学部学科の開設や理系の女子学生増等の大学改革の取組を行った大学による事例発表等を行うことで参加大学の相互の連携や情報提供・助言等を行った。 以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	(3) 大学等への情報提供 補助評定：B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

4. その他参考情報
令和5年度における交付見込額を上回ったことによるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (物件費)	削減割合	毎事業年度につき3%以上削減(効率化になじまない特殊要因を除く)	3.1%	4.1%	3.2%	4.0%	3.8%	3.5%	
事業費(物件費) ※自己収入分を除く	削減割合	毎事業年度につき1%以上削減(効率化になじまない特殊要因を除く)	1.9%	1.3%	3.9%	14.4%	6.6%	4.8%	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標、中期計画、年度計画									
主な評価指標等			法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価		評価	B	
			＜主要な業務実績＞ 令和5年度実績は、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△3,944千円（△3.5%）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△12,567千円（△4.8%）の減となっている。 予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、機構長裁量経費を確保するなど(23,000千円)効果的・機動的な予算配分を行った。また、機構長のリーダーシップの下、機構業務のさらなる充実に資するため、機構長裁量経費より調査研究課題5件(23,000千円)に対し配分した。 さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとにモニタリングを行うこととしており、急速な円安及び資源価格の高騰に伴う各種物価上昇へ適切に対応するため、例年より1か月前倒して令和5年7月に第1四半期、10月に第2四半期、2月に第3四半期のモニタリングを行い、運営交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、収益化単位の業務ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。モニタリン		＜評価と根拠＞ 評価：B 令和5年度実績においては、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、令和4年度実績に比較して、一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△3,944千円（△3.5%）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△12,567千円（△4.8%）の減となっている。 また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。 デジタル庁からのPMOに関する情報を随時確認している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。		＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －		
			＜課題と対応＞						

		グ結果を踏まえた事業単位の分析結果に基づき、効果的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的に予算を執行した。 また、令和4年度より検討していた貸与PCの更改については令和5年9月までに新たに調達を行い、11月に本格運用を開始した。 更に、以下のような取組により、情報システムの整備及び管理を適切に行った。 ・情報化委員会の下に令和5年度DX推進ワーキンググループを設置し、サイボウズやMicrosoft365アプリの利活用等について議論を行った。 ・貸与PCの更改（約200台）に伴い、運用の方針等について見直しを図った。 ・新たに得られたMicrosoft365アプリの活用ノウハウを「IT質問箱」に追加した。	特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	------------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 調達等の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	<主要な業務実績> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を以下のとおり着実に実施するとともに、令和5年度の計画や令和4年度の自己評価結果を機構ウェブサイト公表した。 ○競争性を確保するための取組 ・調達事務の合理化を図るため複数年契約への移行を検討し適否を精査した。 ・規定(10日以上)より公告期間を長く設け(概ね20日以上)、また、業務準備期間を考慮した上で、契約期間を早期に設定するなど、新規参入者の参入を促すよう努めた。 ・令和4年度より、ウェブサイトにおいて年度ごとの入札予定の公表を行い、業者が入札参加予定の見通しを立てることができるよう配慮した。 ・入札を見送った業者に対する聴き取り調査を実施し、その結果を踏まえた上で、入札参加条件や仕様書等の見直しや改善を図った。 ・参加資格については、過度の制約とならないよう必要最小限の設定とし、競争性の確保に努めた。 ・基準額未満の案件でも技術的要素にかんがみて総合評価落札方式を実施した。 ・競争参加者の増加を図るため、機構ウェブサイトにて、政府調達以外の調達案件に係る仕様書案について意見募集を行った。 ○調達に関するガバナンスの徹底に関する取組	<評価と根拠> 評価：B 年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。 契約監視委員会において、調達等合理化計画に基づく取組が実施されていること、また、個々の契約案件について、手続が適正であることを確認した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> －	

		・発注・契約権限と検収の取扱いの適正化・随意契約に関する法人内部チェックとして監査室の点検を受けた。 ・令和5年7月13日に、各課室の調達担当者等を対象に契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を目的とした研修会を開催し、全課室より56人の参加があった。			
		○令和5年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較			
		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
契約 状況	競争性のある 契約	37	821,879	32	348,378
	競争入札 等	35	796,909	30	321,043
	企画競争、 公募	2	24,970	2	27,335
	競争性のない 随意契約	4	12,778	10	55,354
	合計	41	834,656	42	403,732
一者 応札 ・ 応募 状況	2者以上	19	563,812	10	66,413
	1者以下	18	258,066	22	281,965
	合計	37	821,879	32	348,378
		監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催し、令和5年度調達等合理化計画の策定及び令和4年度調達等合理化計画の自己評価の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募を中心に点検を行い、審議概要をウェブサイトで公表した。			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－3	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	給与・報酬等支給総額 (千円)	－	－	1,051,502	1,247,205	1,226,435	1,345,564	1,346,790	
	給与水準の対国家公務員 指数(年齢勘案)	－	－	98.2	96.9	97.1	96.3	96.7	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	<主要な業務実績> 令和5年の人事院勧告(令和5年8月7日)を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年11月17日付けで成立したことに伴い、給与規則等の一部改正を令和5年11月に行った。 また、令和4年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、令和5年6月に公表し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていることから、給与水準は適正であるとの評価を受けている。	<評価と根拠> 評価：B 役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> －	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III IV V VI	III 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 IV 短期借入金の限度額 V 重要な財産の処分等に関する計画 VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ユー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	短期借入金（千円）	－	0	0	0	0	0	0	
	小平第二住宅年間平均入居率	50%以上	58.9%	59.1%	61.2%	67.0%	62.8%	73.7%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画、年度計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
	業務実績		自己評価	評定	B	
	＜主要な業務実績＞ 1. 予算、収支計画及び資金計画の状況は下欄のとおり。 2. 短期借入金の限度額 短期借入金を必要とする事態は生じていない。 3. 重要な財産の処分等に関する計画 令和5年4月～令和6年3月の小平第二住宅の入居率は73.7%であった。 また、令和2年度から令和4年度まで実施している小平第二住宅住環境整備事業を令和5年度も継続しており、新たに9戸の改修を行った。		＜評定と根拠＞ 評定：B 令和5年4月～令和6年3月の小平第二住宅の入居率は73.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －		
		R4年度 まで	R5年度	合計		
	内装改修	20戸	9戸	29戸/39戸		
	浴室改修	26戸	9戸	35戸/39戸		
	台所改修	17戸	9戸	26戸/39戸		
	エアコン設置	21戸	7戸	28戸/39戸		
	玄関扉更新	39戸		39戸/39戸		
	4. 剰余金の使途 令和4年度決算において利益は発生していない					

4. その他参考情報
特になし

収 入

○令和5年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,826,940	1,826,940	0
大学等認証評価手数料	102,003	103,598	1,595
学位授与審査手数料	125,260	123,668	△ 1,592
大学ポートレート運営負担金収入	0	79,556	79,556
長期借入金等	80,800,000	68,094,437	△ 12,705,563
長期貸付金等回収金	65,003,731	65,285,992	282,261
長期貸付金等受取利息	2,719,487	2,062,357	△ 657,130
財産処分収入	400,000	400,000	0
財産賃貸収入	57,098	57,296	198
財産処分収入納付金	64,500	6,817,688	6,753,188
補助金等収入	0	14,282	14,282
受託研究収入	0	6,890	6,890
寄附金等収入	0	800	800
その他	13,463	59,819	46,356
計	151,112,482	144,933,323	△ 6,179,159

支 出

○令和5年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1,722,721	1,418,243	△ 304,478
うち、人件費 (退職手当を除く)	1,016,065	1,044,052	27,987
うち、物件費	691,843	331,140	△ 360,703
うち、退職手当	14,813	43,051	28,238
大学等評価経費	102,003	125,160	23,157
学位授与審査経費	125,260	123,668	△ 1,592
大学ポートレート運営負担金支出	0	79,556	79,556
補助金支出	0	14,282	14,282
受託研究支出	0	7,310	7,310
寄附金支出	0	1,421	1,421
一般管理費	417,172	770,601	353,429
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	331,171	176,365
うち、物件費	242,248	429,381	187,133
うち、退職手当	20,118	10,049	△ 10,069
助成業務等事業費	4,398,414	5,060,804	662,390
施設費貸付事業費	80,368,775	67,663,212	△ 12,705,563
施設費交付事業費	1,372,300	1,321,800	△ 50,500
長期借入金等償還	64,871,428	65,153,689	282,261
長期借入金等支払利息	2,613,370	1,961,709	△ 651,660
公租公課等	19,163	20,059	897
債券発行諸費	13,970	13,970	0
債券利息	37,005	29,038	△ 7,967
計	156,061,581	143,764,524	△ 12,297,057

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画				資金計画			
○令和5年度収支計画				○令和5年度資金計画			
(単位：千円)				(単位：千円)			
区分	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額
費用の部	11,006,063	10,949,061	△ 57,002	資金支出	465,186,669	551,102,537	85,915,868
経常費用	11,006,063	10,949,061	△ 57,002	業務活動による支出	91,094,988	75,842,587	△ 15,252,401
業務等経費	1,673,864	1,070,217	△ 603,647	投資活動による支出	60,469	410,100,160	410,039,691
大学等評価経費	101,871	279,161	177,290	財務活動による支出	64,876,354	65,159,790	283,436
学位授与審査経費	125,260	123,668	△ 1,592	次年度への繰越金	309,154,858	68,658,236	△ 240,496,622
大学ポータル運営負担金経費	0	79,556	79,556	資金収入	465,186,669	420,165,911	△ 45,020,758
助成業務等事業費	4,398,414	5,251,658	853,244	業務活動による収入	70,312,482	76,855,444	6,542,962
施設費交付事業費	1,372,300	1,321,800	△ 50,500	運営費交付金による収入	1,826,940	1,826,940	0
支払利息	2,690,131	2,011,041	△ 679,090	国庫補助金収入	0	16,912	16,912
処分用資産売却原価	99,524	97,632	△ 1,892	承継債務負担金債権の回収による収入	13,985,841	13,985,841	0
その他の業務経費	19,163	20,059	896	承継債務負担金債権に係る利息の受取額	356,856	356,856	0
一般管理費	396,072	530,815	134,743	施設費貸付金の回収による収入	51,017,890	51,300,151	282,261
減価償却費	115,494	149,471	33,977	施設費貸付金に係る利息の受取額	2,362,632	1,705,501	△ 657,131
財務費用	13,970	13,983	13	処分用資産の売却による収入	400,000	400,000	0
収益の部	10,092,879	16,698,091	6,605,212	処分用資産の貸付による収入	57,098	57,296	198
経常収益	10,092,879	16,698,091	6,605,212	施設費交付金の納付による収入	64,500	6,817,688	6,753,188
運営費交付金収益	1,641,138	1,399,714	△ 241,424	利息及び配当金の受取額	2,471	57,620	55,149
大学等認証評価手数料	102,003	103,598	1,595	その他の収入	238,255	330,639	92,384
学位授与審査手数料	125,260	123,668	△ 1,592	投資活動による収入	6,000,000	275,230,000	269,230,000
大学ポータル運営負担金収益	0	79,556	79,556	財務活動による収入	80,786,030	68,080,467	△ 12,705,563
補助金等収益	4,687,298	5,160,440	473,142	前年度からの繰越金	308,088,157	199,594,862	△ 108,493,295
処分用資産賃貸収入	57,098	57,296	198				
処分用資産売却収入	400,000	400,000	0				
施設費交付金収益	64,500	6,817,688	6,753,188				
受取利息	2,760,587	2,082,984	△ 677,603				
財務収益	444	120,139	119,695				
賞与引当金見返に係る収益	103,479	84,352	△ 19,127				
退職給付引当金見返に係る収益	30,237	109,828	79,591				
資産見返物品受贈額戻入	52	0	△ 52				
資産見返寄附金戻入	109,333	724	266				
資産見返運営費交付金戻入	458	141,801	32,468				
雑収入	10,992	16,303	5,311				
臨時損失	0	0	0				
固定資産除却損	0	0	0				
臨時利益	0	87,253	87,253				
運営費交付金精算収益化額	0	87,253	87,253				
資産見返負債戻入	0	0	0				
純利益または純損失（△）	913,184	5,836,837	6,750,021				
前中期目標期間繰越積立金取崩額	725	554	△ 171				
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	912,459	0	△ 912,459				
総利益	0	5,836,837	5,836,837				

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある

○ 目的積立金の状況

(百万円、%)					
	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金	10	5	1	1	0
目的積立金	0	0	0	0	0
積立金	0	136	189	580	553
うち経営努力認定相当額					0
機構法第18条積立金	18,684	18,409	17,280	16,267	22,162
運営費交付金債務	69	237	89	109	0
当期の運営費交付金交付額(a)	1,834	2,276	1,884	1,862	1,827
うち年度末残高(b)	69	195	11	41	10
当期運営費交付金残存率(b÷a)	3.8%	8.6%	0.6%	2.2%	0.6%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1.内部統制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	企画調整会議	—	11回	13回	12回	12回	12回	11回	
	契約監視委員会	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
	内部統制委員会	—	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
	自己点検・評価実施回数	—	3回	3回	3回	3回	4回	3回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	<主要な業務実績> (1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、情報の把握や役職員への周知徹底を行った。開催方法については一部書面審議やウェブ会議システム等を併用しつつ、8月については至急の案件等がないことから不開催とした。なお、陪席者を限定して開催することで幹部職員同士の活発な意見交換を行う等、議論の充実に努めた。 また、機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として設置されている企画室（理事を室長とし、理事、部課長等により構成）において、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月1回程度行った。 機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。	<評価と根拠> 評価：B 機構長を議長とする企画調整会議を原則月1回開催し、法令等を遵守した業務の実施を確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。 理事を室長とする企画室において月に1回程度、管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図った。 大学等に関し広くかつ高い識見を有する者等から組織される評議員会を開催し、業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。 機構の教授並びに大学の学長及び教員等から組織される運営委員会を開催し、事業の運営実施に関する事項の審議を行った。 監事監査、内部監査及び会計監査人監査を適切に実施するとともに、監事、監査室、会計監査人が、緊密に連携し、	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> －	

	評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和5年6月28日に開催した第54回、令和6年3月18日に開催した第56回はウェブ会議システム等を用いたオンラインによる開催、令和5年4月に開催した第53回、令和5年11月に開催した第55回、令和6年3月下旬に開催した第57回は書面審議による開催とした。 機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。 運営委員会では、事業の運営実施に関する事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和5年9月22日に開催した第66回、令和6年1月18日に開催した第67回、令和6年3月14日に開催した第68回はウェブ会議システム等によりオンライン開催とした。 (2) 内部統制の機能状況の検証 ① 監査の実施 監事監査、内部監査及び会計監査人監査を実施し、監事監査結果及び会計監査人の監査結果報告書をウェブサイトで公表した。 なお、監事、監査室、会計監査人の連携状況は以下のとおりである。 ・監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を設置し、定期的に各種報告及び意見交換を行った。また、審議概要をウェブサイトで公表した。 ・監事、監査室、会計監査人は、各々の監査方針・監査計画に対する意見交換を行い、役割分担を明確にし、監査内容や監査範囲などを考慮した監査事項を設定するとともに、監査の実施状況・監査結果の報告及び意見交換を行い、情報共有と各々の監査への活用により、効率的かつ実効的な監査を図った。 ・監事は、会計監査人の選任手続として、職務遂行体制や監査報酬等の関係書類の確認を行った。 ・監査室は、監事及び会計監査人の求めに応じ、情報の収集、整理及び提供を行うとともに、適宜監査に立ち会った。 ②自己点検・評価 監事2人を含む「自己点検・評価委員会」を以下のとおり3回開催し、令和4事業年度及び第4期中期目標期間（見込）中の業務の実績、令和5年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。また、第5期中期計画について検討を行うとともに、令和6年度計画の策定を行った。 第1回（令和5年5月） ・令和4年度及び第4期中期目標期間（見込）の業務実績の点検・評価を実施。6月末に文部科学省に業務実績報	監査の効率性かつ実効性を確保し、適切な業務運営と内部統制機能の充実・強化を図った。 また、監査結果及び監査協議会の審議概要をウェブサイトで公表し、社会に対して広く示した。 自己点検・評価委員会を定期的に開催し、令和4年度及び第4期中期目標期間（見込）中の業務実績と、令和5年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行った。その結果を踏まえ、令和6年度の年度計画案を作成した。 また、令和元年度から令和4年度までの業務実績結果等についての検証等を実施し、その結果等に基づき第5期中期計画の策定に向けて審議した。 内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。 業務継続性の確保のための措置として、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	---	---	--

	告書として提出、公表 第2回（令和5年11月） ・令和5年9月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ・第5期中期計画について審議 第3回（令和6年2月） ・令和6年1月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ・第5期中期計画原案を作成 ・上記に基づき、令和6年度計画案を作成 ③リスクの把握と対応 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、機構長を委員長とする内部統制委員会を組織し、令和5年7月11日に内部統制委員会（令和5年度第1回）を開催し、令和5年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。 内部統制の機能状況のモニタリングとして、令和6年1月にリスクへの対応状況の調査を実施し、調査結果については、令和6年3月5日に開催の内部統制委員会（令和5年度第2回）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。 緊急時において業務継続性を確保するために、電子決裁・文書管理システム、勤怠管理システム、クラウド移行後の基幹業務システムについて、安定的に稼働させることにより、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を図った。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	＜主要な業務実績＞ サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、以下のPDCAサイクルに沿った各対策を実施した。 ・Plan（セキュリティ対応計画） セキュリティ対応計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得た。 新年度人事異動を踏まえて、情報セキュリティ責任者、担当者、CSIRT等の機関内における体制見直しを行った。 ・Do（情報セキュリティ対策実施） 各種実施手順書の改訂・制定を行った。（Web会議サービス利用手順、外部サービス利用可否の判断基準及びセキュリティ要件に係る手順） 標的型攻撃メール対応訓練を2回実施した。 情報セキュリティの意識向上を目的とした研修を実施した。 ・Check（内部監査） 情報セキュリティの自己点検を実施した。（セルフチェック、情報資産管理状況調査、等） 内部監査（情報セキュリティ）を受けた。 ・Act（ポリシーの見直し・改訂） 外部のセキュリティ機関による監査、機構内部監査の結果、及び統一基準の改訂等を踏まえ、情報セキュリティポリシー「対策基準」の改訂を実施した。	＜評価と根拠＞ 評価： B PDCAサイクルに基づきセキュリティ対策を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ユー	予算事業 ID001581

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	常勤職員数	—	—	158 人	189 人	182 人	175 人	179 人	
	人事交流機関数	—	—	37 機関	55 機関	47 機関	29 機関	21 機関	
	人事交流者数	—	—	46 人	69 人	58 人	36 人	27 人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	<主要な業務実績> 1. 柔軟な組織体制の構築 令和5年度は、大学・高専機能強化支援事業の実施に伴う助成事業部の設置、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（終了時評価）の終了、機関別認証評価の申請校数の減少等による業務量の増減に対応するため、人員配置の変更を行った。 また、業務の継続性等を勘案し、令和4年度の国立大学法人等職員採用試験合格者から5人、令和5年度の国立大学法人等職員採用試験合格者から1人、事務職員を新規採用した。 教員人事については、大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に係る業務並びに質保証に係る国内外の連携に関する調査研究、高等教育、高等教育機関に係る情報の収集、整理、分析及び提供等の業務及び当該業務に関わる調査研究、学位授与事業及び学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究等に携わるため、教授2人、特任教授1人を採用した。 2. 人事交流による幅広い人材の確保 他機関との人事交流は、課長級以上を除くすべての役職段階の職について計21機関（27人）と実施し、組織の活	<評価と根拠> 評価：B 人員の適正配置を実施した。 人事交流により幅広い人材の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> －	

	性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。 3. 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用 以下のとおり実施した。() 内は受講者数) ① 実践的研修等（機構実施） ・パソコン研修（延べ48人） ・ハラスメント研修（153人） ・ハラスメント相談員研修（35人） ・メンタルヘルス研修（セルフケア）（ストレスチェック対策コース：延べ356人、セルフケアコース：延べ918人） ・英語研修（22人） ・公文書管理研修（148人） ・個人情報保護研修（194人） ・情報セキュリティ研修（203人） ② 専門的研修等（外部機関実施） 放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等（29件、延べ80人） ③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（1人） ④ 事務系職員の研修等助成（3人）		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

項目別調査 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<u>I-1 大学等の評価</u>	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。 これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。 ② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向も踏まえ、運営費交付金による支出額の縮減を図る。 ② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、令和2年度に4年目終了時評価を、令和4年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 ア 第3期中期目標期間終了時評価の検証を行い、検証結果報告書を公表する。また、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「評価実施要項」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。 イ 第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、国立大学教育研究評価データの精選等の見直しを行う。
<u>1-2 国立大学法人等の施設整備支援</u>	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。 (1) 施設費貸付事業 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 ① 施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 ① 施設費の貸付 ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。 イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス

		② 資金の調達 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 民間資金の調達にあたり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ③ 債務の償還 貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、そのために貸付先訪問調査を実施する。 ④ 調査及び分析 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。 （２）施設費交付事業 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。 なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。 ① 施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 交付対象事業の適正な実施の確保 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保に関する調査等 中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。 （３）国から承継した財産等の処理 ① 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融	等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ② 資金の調達 ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ウ 民間資金の調達に当たって、I R（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間 20 箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。 ③ 債務の償還 債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 6 箇所以上の貸付先調査を実施する。 ④ 調査及び分析 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や償還確実性を高めるための調査、分析を行う。 （２）施設費交付事業 ① 施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 交付対象事業の適正な実施の確保 交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 14 箇所以上の交付先調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保に関する調査等 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。 （３）国から承継した財産等の処理 ① 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 38 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国
--	--	--	--

		資資金からの負債) の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。 ② 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。	立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債) の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実にを行う。 ② 旧特定学校財産の管理処分 ア 国から承継した旧特定学校財産(東京大学生産技術研究所跡地) について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。 イ 処分後の財産(広島大学本部地区跡地) の利用状況について、適切に把握する。
<u>1-3 学位授与</u>	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 短期大学・高等専門学校の卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 学士の学位授与 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。 ② 専攻科の認定 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4 月期と 10 月期の年 2 回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6 月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。 専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。 ② 専攻科の認定 学校教育法第 104 条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当す

	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。 (3) 学位授与事業の普及啓発 機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学士、修士又は博士の学位授与 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。 ② 課程の認定 省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 (3) 学位授与事業の普及啓発 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。 また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。	る水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。 また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学士、修士又は博士の学位授与 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。 修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 ② 課程の認定 学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 (3) 学位授与事業の普及啓発 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。 また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。
I-4 質保証連携	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 4 質保証連携	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 4 質保証連携

	我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 (1) 大学等連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。 ① 大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。 ③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。 本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。 なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。 ④ 評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。 (2) 国際連携・活動支援	(1) 大学等連携・活動支援 ① 大学等との連携 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。 ③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。 ④ 評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。 (2) 国際連携・活動支援	(1) 大学等連携・活動支援 ① 大学等との連携 ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ア 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。 イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営の意思決定を支援するモデルなど、これらの成果を大学等に提供する。 ③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。 また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 ④ 評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。 (2) 国際連携・活動支援
--	--	--	--

	我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（N I C）として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。 ① 国際的な質保証活動への参画 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。 ② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。	① 国際的な質保証活動への参画 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。 ② 資格の承認に関する調査及び情報提供 我が国における国内情報センター（N I C）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。	① 国際的な質保証活動への参画 国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。 ② 資格の承認に関する調査及び情報提供 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）及び世界規約に基づき、我が国における国内情報センター（N I C）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のN I C等との連携を行う。
<u>1－5 調査研究</u>	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 調査研究 我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。 ② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。 ③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行う。 ② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。 ③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得ら

		現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。 ④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。 ⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。 ④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。 ⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。 ② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。
I－6 大学・高専成長分野転換支援	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6 大学・高専成長分野転換支援 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 大学・高専成長分野転換支援 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 大学・高専成長分野転換支援

	援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に關する助成金の交付等を行う。	に即して助成業務の実施に關する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。	（１）実施体制の整備 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に關する基本的な指針（令和 5 年 2 月 28 日 文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び助成業務の実施に關する方針（以下「実施方針」という。）に基づき、外部の有識者から構成される委員会の設置など、助成事業の適切な実施体制を整備する。あわせて、交付対象となった大学及び高等専門学校における取組の実施状況の把握のための検討を行う。 （２）助成金の交付 基本指針及び実施方針等に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。また、交付結果についてはウェブサイトで公表する。 （３）大学等への情報提供 選定された大学及び高等専門学校による意見交換や情報交換の機会を提供する会議を開催し、当該大学等の相互の連携等の促進を図る。その際、当該大学等における計画の実現に向けて、情報提供や助言を行う。
Ⅱ－１ 経費等の合理化・効率化	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項 １ 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日 デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １ 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日 デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １ 経費等の合理化・効率化 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和 4 年度予算に比較して 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和 4 年度予算に比較して 1 % 以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

		化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。 さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
II-2 調達等の合理化	IV 業務運営の効率化に関する事項 2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。
II-3 給与水準の適正化	IV 業務運営の効率化に関する事項 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 IV. 短期借入金の限度額 V. 重要な財産の処分等に関する計画 VI. 剰余金の使途	V 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 2 資産の有効活用 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。	III 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 78億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	III 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 78億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅶー１ 内部統制	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 １ 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 内部統制 （１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。 （２）内部統制の機能状況の検証 ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。 ② 令和４年度の業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる本中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、令和５年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。 ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。 また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を行う。
Ⅶー２ 情報セキュリティ対策	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 ２ 情報セキュリティ対策 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２ 情報セキュリティ対策 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２ 情報セキュリティ対策 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。
Ⅶー３ 人事に関する計画	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 ３ 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３ 施設・設備に関する計画 なし。 ４ 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。 ５ 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３ 人事に関する計画 ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。 ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

		6 積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。	
--	--	---	--